

都城市水防計画

(令和5年度変更)

都 城 市

目 次

第1章 総 則	1
第1節 目 的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防事務の処理	3
第4節 水防の責任	3
第5節 安全配慮	5
第6節 水防計画の作成及び変更	5
第2章 水防組織	6
第1節 水防本部の組織	6
第2節 水防の機関	7
第3章 水防施設及び輸送	10
第1節 水防倉庫	10
第2節 備蓄資器材	11
第3節 水防資器材の調達	12
第4節 非常輸送	12
第4章 通信連絡及びその系統	13
第1節 通信連絡	13
第2節 情報の伝達系統	14
第5章 重要水防箇所等	17
第1節 重要水防箇所等	17
第2節 その他の水害時の危険箇所	23
第6章 洪水予報及び水防警報	25
第1節 洪水予報	25
第2節 水防警報等の発令基準	26
第7章 水防活動	29
第1節 水防巡視	29
第2節 水防信号	30
第3節 水防標識	31
第4節 水防活動報告	34
第5節 警戒区域の設定と立ち退きの指示	35
第6節 決壊・漏水等の通報及びその後の措置	36
第7節 水防の解除	36

第 8 章	水門等の操作	37
第 1 節	水門及び排水ポンプ施設	37
第 2 節	水門操作員等の配備	42
第 9 章	協力及び応援	44
第 10 章	水防訓練等	51
第 1 節	水防訓練	51
第 2 節	費用負担と公用負担	51
第 3 節	水防報告等	53
第 11 章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	58
第 1 節	洪水ハザードマップ	58
第 2 節	予想される水災の危険の周知等	58
第 3 節	要配慮者利用施設の利用者の避難のための措置に関する計画の作成等	58
第 4 節	浸水被害軽減地区	59
資	料	60
1	都城市水防本部規則	61
2	水防工法	67
3	水防法第 15 条第 1 項第 4 号ロに規定する施設（要配慮者利用施設）一覧	73

別 表

1	水防倉庫・資器材備蓄状況一覧表	46
2	都城市消防団連絡系統	47
3	水門操作員一覧表	48

第1章 総則

第1節 目的

この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定に基づき、宮崎県知事から指定された指定水防管理団体たる都城市が、同法第33条第1項の規定に基づき、都城市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、都城市の地域にかかる河川の洪水等による水災に対処し、その被害を軽減することを目的とする。

第2節 用語の定義

- 都城市水防本部 : 市内における水防を総括するために必要と認められる間設置されるものとし、本部事務局を都城市総務部危機管理課におく。
- 水防管理団体 : 水防の責任を有する市町村又は水防事務組合若しくは水害予防組合をいう。
- 指定水防管理団体 : 水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のあるものについて、知事が指定したものをいう。
- 水防管理者 : 水防管理団体である市町村の長または水防事務組合若しくは水害予防組合の管理者をいう。
- 水防協力団体 : 水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が水防法第36条第1項に基づき、指定した団体をいう。
- 水防団 : 水防管理団体が水防活動を行うために設置するもので、本市においては、都城市消防団が兼任する。
- 水防警報 : 国土交通大臣または知事が、洪水等により国民経済上重大または相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川等について、国土交通大臣または知事が洪水等によって災害が起こるおそれがあると認めるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

- 洪水予報河川 : 2つ以上の都道府県にわたる河川、または流域面積の大きい河川で、洪水により大きな損害が生ずるおそれがあるとして指定された河川で、気象庁長官と国土交通大臣が水防法第10条第2項に基づき、または気象庁長官と知事が水防法第11条に基づき、共同で洪水予報を発表する河川をいう。
- 水位周知河川 : 洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により国民経済上重大または相当な損害を生じるおそれがあるものとしてあらかじめ国土交通大臣または知事が指定した河川をいう。
国土交通大臣または知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた、氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき、水位または流量を示して通知及び周知を行う。
- 水位到達情報 : 国土交通大臣または知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた、氾濫危険水位（特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。
- 水防団待機水位（通報水位） : 河川の水位が、これ以上増水すると、その沿岸に何らかの災害が予想される水位であって、各河川の特定地点ごとに、あらかじめ国土交通大臣または知事が指定した水位をいう（水防法第12条第1項で規定される通報水位）。
水防管理者等は、洪水等のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。
- 氾濫注意水位（警戒水位） : 河川の水位が相当に上り、その沿岸において災害が発生しはじめるか、または発生の可能性が強くなり、特に嚴重な水防警戒を要する水位であって、各河川の特定地点ごとにあらかじめ国土交通大臣または知事が指定した水位をいう（水防法第12条第1項で規定される警戒水位）。
水防団の出動の目安となる水位である。
- 避難判断水位 : 水位周知河川において、市が避難準備・高齢者等避難開始を発令する判断の目安の一つとなる水位であって、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位であって、各河川の特定地点ごとにあらかじめ国土交通大臣または知事が指定した水位をいう。
- 氾濫危険水位 : 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位であり、市が行う避難勧告及び避難指示（緊急）を発令する判断の目安となる水位であって、各河川の特定地点ごとにあらかじめ国土交通大臣または知事が指定した水位をいう（水防法第13条で規定される特別警戒水位）。
- 特別警戒水位 : 水防法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位であり、氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

- 重要水防箇所 : 堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。
- 浸水被害軽減地区 : 洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地の区域であって浸水の拡大を抑制する効果があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう。(水防法第15条の6)
- 洪水浸水想定区域 : 洪水時の円滑な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう。

第3節 水防事務の処理

洪水等による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法第16条第3項に基づく水防警報の通知等を受けたときから洪水による危険が除去されるまでの間、この水防計画に基づいて水防事務を処理するものとする。

1 水防管理団体（水防法第2条第1項）

この水防計画において水防管理団体は、都城市である。

また、市は、知事が指定する、指定水防管理団体（水防法第4条）である。

2 水防管理者（水防法第2条第2項）

この水防計画において水防管理者は、市長である。

第4節 水防の責任

水防の責任は、水防法により各々次のように規定されている。

1 市の責任（水防法第3条）

本市の区域における水防を十分に果たすべき責任は、都城市にある。

具体的には、主に次のような事務を行う。

- ① 水防団の設置（水防法第5条）
- ② 水防団員等の公務災害補償（水防法第6条の2）
- ③ 平常時における河川等の巡視（水防法第9条）
- ④ 水位の通報（水防法第12条第1項）

- ⑤ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（水防法第15条）
- ⑥ 避難確保計画または浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者または管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（水防法第15条の2）
- ⑦ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められ避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（水防法第15条の3）
- ⑧ 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
- ⑨ 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- ⑩ 水防団及び消防機関の出動準備または出動（水防法第17条）
- ⑪ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（水防法第19条第2項）
- ⑫ 警戒区域の設定（水防法第21条）
- ⑬ 警察官の援助の要求（水防法第22条）
- ⑭ 他の水防管理者または市町村長若しくは消防長への応援要請（水防法第23条）
- ⑮ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（水防法第25条、水防法第26条）
- ⑯ 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（水防法第28条第3項）
- ⑰ 避難のための立ち退きの指示（水防法第29条）
- ⑱ 水防訓練の実施（水防法第32条の2）
- ⑲ 水防計画の策定及び要旨の公表（水防法第33条第1項及び第3項）
- ⑳ 水防協議会（防災会議）の設置（水防法第34(33)条）
- ㉑ 水防協力団体の指定・公示（水防法第36条）
- ㉒ 水防協力団体に対する情報の提供または指導若しくは助言（水防法第40条）
- ㉓ 水防従事者に対する災害補償（水防法第45条）
- ㉔ 消防事務との調整（水防法第50条）

2 県の責任（水防法第3条の6）

宮崎県は、都城市が行う水防が十分に行われるように指導を行うとともに、水防能力の確保すべき責任を有する。

3 住民の義務（水防法第24条）

常に気象状況に注意し、市長または消防局長からやむを得ない必要により水防への従事を要請された場合は、進んで水防に協力しなければならない。

第5節 安全配慮

洪水等において、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- (3) 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- (4) 水防本部長は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため、団員を随時交代させる。
- (5) 水防本部長は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- (6) 水防本部長は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- (7) 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

第6節 水防計画の作成及び変更

市は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。

水防計画を変更するときは、あらかじめ、防災会議に諮るとともに、知事に届け出るものとする。

また、市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

第2章 水防組織

第1節 水防本部の組織

1 情報連絡本部

- (1) 宮崎地方気象台から、市域に係る大雨、洪水または暴風雨の警報（以下「警報」という。）の発表があった場合、総務部危機管理課に情報連絡本部を設置するものとする。
- (2) 情報連絡本部の本部長は、総務部危機管理課長とする。

2 予備配備体制

- (1) 警報の発表があった場合、市の職員（総務部危機管理課、土木部維持管理課、農政部農村整備課、総合支所地域生活課）を予備配備要員としてそれぞれの所属部署に配置するものとする。
- (2) 予備配備要員は、警報の発表を確知した場合、自主的に参集するものとする。
- (3) 予備配備要員は、気象、雨量、河川の水位の状況に絶えず注意しながら、住民からの情報及び県危機管理局危機管理課、都城市消防本局等からの各種情報について、関係機関との連携を図りながら収集、集計及び整理を行うものとする。

3 水防本部

- (1) 市長は、洪水等についての水防活動の必要があると認めるときからその危険が解除されるまでの間、都城市に水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。
- (2) 水防本部の事務局は、総務部危機管理課に置くものとする。
- (3) 水防本部の組織は、都城市水防本部規則（平成18年規則第245号）のとおりとする。
- (4) 水災に関して、都城市地域防災計画に基づく災害警戒本部または災害対策本部が設置された場合は、同時に水防本部が設置されたものとする。

4 水防本部の事務分掌

水防本部の分掌事務は、都城市水防本部規則のとおりとする。

5 職員の参集

事務分担する係員等は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに、本部に参集し、水防本部長の指揮を受けるものとする。

第2節 水防の機関

1 水防の機関

本市において、水災を警戒し防御するための活動（以下「水防活動」という。）は、都城市消防団が行うものとする。

2 水防の機関の組織

都城市消防団の組織は、都城市消防団条例（平成18年条例第257号）及び都城市消防団規則（平成18年規則第256号）による。

水防活動に係る水防団の担当区域は、次のとおりとする。

《 水防団の水防担当区域 》

河川名	岸	区 域（下流～上流）	担当分団(部)	責任者
大淀川	左岸	高崎川合流点～庄内川合流点 (岩満町谷ヶ久保) (野々美谷町崎田)	志和池分団	分団長
大淀川	左岸	庄内川合流点～乙房町内場 (乙房町馬場)	庄内分団	分団長
大淀川	左岸	志比田町源野～平田橋	姫城・小松原分団	分団長
大淀川	左岸	平田橋～五十町山下	五十市・西分団	分団長
大淀川	右岸	東岳川合流点～沖水川合流点 (高木町) (吉尾町)	沖水分団	分団長
大淀川	右岸	沖水川合流点～年見川合流点 (下川東4丁目) (大王町)	祝吉・小松原分団	分団長
大淀川	右岸	年見川合流点～大岩田町 (宮丸町)	姫城・小松原分団	分団長
大淀川	右岸	今町瀬ノ口～県境(今町有里)	五十市・西分団	分団長
高崎川	右岸	大淀川合流点～岩満町巢立 (岩満町谷ヶ久保)	志和池分団	分団長
丸谷川	左岸 右岸	高崎川合流点～山田川合流点	志和池分団	分団長
木之川内川	左岸 右岸	丸谷川合流点～岩満町	志和池分団	分団長
山田川	左岸	丸谷川合流点～丸谷町薄谷	志和池分団	分団長
東岳川	左岸 右岸	大淀川合流点～西高木	沖水分団	分団長
庄内川	左岸	大淀川合流点～野々美谷町 (野々美谷町崎田)	志和池分団	分団長
庄内川	左岸 右岸	大淀川合流点(乙房町馬場)～関之尾町	庄内分団	分団長
横市川	左岸 右岸	大淀川合流点～横市町県境 (志比田町徳益)	五十市・西分団 姫城・小松原分団	分団長
沖水川	右岸	大淀川合流点～吉尾町	沖水分団	分団長

沖水川	右岸	神之山町 ～ 神之山町三股町境	祝吉・小松原分団	分団長
沖水川	左岸	大淀川合流点 ～ 郡元町三股町境 (下川東4丁目)		
年見川	左岸 右岸	大淀川合流点 ～ 加治木橋 (大王町) (前田町)	姫城・小松原分団	分団長
年見川	左岸 右岸	加治木橋 ～ 立野橋 (天神町) (年見町)	妻ヶ丘分団	分団長
年見川	左岸 右岸	立野町 ～ 立野町三股町境 (立野町)	祝吉・小松原分団	分団長
柳河原川	左岸 右岸	年見川合流点(中原町) ～ 上東町	妻ヶ丘分団	分団長
姫城川	左岸 右岸	大淀川合流点(西町) ～ 高木原緑道	妻ヶ丘分団 姫城・小松原分団	分団長
萩原川	左岸 右岸	大淀川合流点 ～ 下長飯町	姫城・小松原分団	分団長
萩原川	左岸	安久町藤田 ～ 豊満町三股町境	中郷分団	分団長
萩原川	右岸	上長飯町 ～ 上長飯町三股町境	妻ヶ丘分団	分団長
梅北川	左岸 右岸	大淀川合流点 ～ 梅北町雄児石 (下長飯町玉利)	姫城・小松原分団 中郷分団	分団長
境川	左岸	山之口町青井岳	山之口分団 第1部	部長
東岳川	左岸	山之口町六十田	山之口分団 第1部	部長
花の木川	左岸 右岸	山之口町花木 ～ 上森	山之口分団 第2部 第3部	部長
富吉川	左岸 右岸	山之口町富吉 ～ 花の木川合流点	山之口分団 第3部 第4部	部長
樋口川	左岸 右岸	山之口町片平 ～ 富吉川合流点	山之口分団 第4部	部長
東岳川	左岸 右岸	高城町大井手山之口境 ～ 大井手宝光	高城分団 第1部	部長
東岳川	右岸	高城町大井手宝光 ～ 東岳橋		
東岳川	左岸	高城町大井手宝光 ～ 花木川合流点	高城分団 第2部	部長
東岳川	右岸	高城町東岳橋 ～ 土器田橋	高城分団 本部 第3部	部長
東岳川	右岸	高城町土器田橋 ～ 大淀川合流点	高城分団 第4部	部長
大淀川	右岸	高城町東岳川合流点 ～ 穂満坊	高城分団 第4部	部長
大淀川	右岸	高城町石山片前 ～ 有水川合流点	高城分団 第5部	部長
有水川	左岸 右岸	高城町有水星原 ～ 万年橋	高城分団 第6部	部長
有水川	左岸	高城町万年橋 ～ 大淀川合流点	高城分団 第5部	部長
有水川	右岸	高城町万年橋 ～ 大淀川合流点	高城分団 第6部	部長

大淀川	右岸	高城町有水川合流点 ~ 有水田辺宇野	高城分団 第6部	部長
大淀川	右岸	高城町四家	高城分団 第7部	部長
丸谷川	左岸 右岸	山田町	山田分団 本部第1班 第3部第1～3班	分団長
大淀川	左岸	高崎町江平	高崎分団 第4部	部長
大淀川	左岸	高崎町縄瀬	高崎分団 第2部	部長
高崎川	左岸	高崎町縄瀬	高崎分団 第2部	部長
高崎川	左岸 右岸	高崎町東霧島	高崎分団 第5部	部長
高崎川	左岸 右岸	高崎町大牟田	高崎分団 第1部	部長
高崎川	左岸 右岸	高崎町前田	高崎分団 第3部	部長
炭床川	左岸 右岸	高崎町江平	高崎分団 第4部	部長

団長は、必要に応じ、分団（部）の水防区域を変更し、他の分団（部）の水防作業を応援せしめることができるものとする。

第3章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫

水防倉庫の管理は、土木部維持管理課及び各総合支所地域生活課が行うものとする。
市が所管する水防倉庫の所在地は、次のとおりである。

《 水防倉庫の所在地 》

水防倉庫名	河川名	所在地
姫城水防倉庫	大淀川 年見川 菽原川	早鈴町 1407
横市水防倉庫	横市川	横市町 81-1 (横市土地改良区事務所裏)
庄内水防倉庫	庄内川	庄内町 12660-2 (消防団第 28 部詰所内)
沖水水防倉庫	大淀川 沖水川	太郎坊町 1840-1 (沖水地区市民センター内)
志和池水防倉庫	大淀川	上水流町 1533-1 (志和池地区市民センター内)
高崎水防倉庫	大淀川 高崎川	高崎町縄瀬 1949-5
高城水防倉庫	大淀川 東岳川 有水川	高城町石山 4507-1 (高城農村婦人の家敷地内)
山田水防倉庫	丸谷川	山田町山田 3881 (旧山田総合支所敷地内)
山之口水防倉庫	富吉川 花の木川 境川	山之口町花木 2005 (山之口総合支所敷地内)

第2節 備蓄資器材

1 備蓄基準

宮崎県水防計画に定める水防管理団体が備蓄すべき資器材の備蓄基準は、次のとおりである。

《 水防管理団体の水防資器材の備蓄基準 》

品名	単位	数量	品名	単位	数量
杉丸太（L6m φ6cm）	本	50	スコップ	丁	20
杉丸太（L3m φ6cm）	本	80	鍬	丁	4
杉丸太（L2m φ6cm）	本	70	掛矢	丁	4
竹（L6m φ6cm）	本	70	のこ	丁	4
空俵	俵	200	ペンチ（6インチ物）	本	6
かます	枚	200	担棒	個	20
むしろ	枚	100	てみ	個	20
縄（1巻3貫物）	玉	20	もっこ	個	20
鉄線	kg	60	懐中電灯	個	10
照明灯	個	2	槌	個	2
おの	丁	3	工業車	台	1
片ハンマー	丁	3	かすがい	本	30

- (備考) 1 洪水防御のため必要な土砂、竹木、そだ等の採取箇所をあらかじめ選定しておくこと。
 2 むしろ、かます、俵等は最悪の場合を想定してあらかじめ徴収の方法を講じておくこと。
 3 標準備蓄資材のほか、水防作業員が各自携帯することができる資材器具をあらかじめ調査しておき、水防用に充当するものとする。
 4 標準備蓄員数は現地水防に適切な員数として適宜変更するものとする。
 5 資材中腐敗損傷のあるものは水防に支障がない範囲で転用し、常に新しいものを備えること。

2 備蓄状況

各水防倉庫に備蓄する資器材の管理は、土木部維持管理課、各総合支所地域生活課または産業建設課が行うものとする。

市が所管する水防倉庫の資器材の備蓄状況は、別表1のとおりである。

第3節 水防資器材の調達

水防資器材の確保のため、次表の水防資器材取扱業者を指定するものとする。

なお、各水防団において、状況の急変等により、水防本部に要請する暇のないときは、各分団長また部長は、最寄りの業者等から調達することができる。この場合においては、その旨を水防管理者に報告するものとする。

また、水防管理者は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材または県の備蓄資器材を使用する場合には、国土交通省宮崎河川国道事務所長または都城土木事務所長に電話にて承認を受けるものとする。

第4節 非常輸送

水防管理者は、非常の際の輸送を確保するためあらゆる非常事態を想定し、関係機関相互の連絡経路及び資材輸送等についてあらかじめ協議しておくものとする。

市が保有する自動車の状況は、次に示すとおりである。

《 市の自動車保有状況 》

種 類	台 数	種 類	台 数
軽貨物車	171 台	普通乗合車	9 台
軽乗用車	50 台	大型特殊車	2 台
小型貨物車	16 台	その他特殊車	28 台
小型乗用車	40 台	その他	2 台
普通貨物車	27 台	合 計	360 台
普通乗用車	15 台		

資料：市資料（平成28年）

また、市内の重要水防区域における輸送経路図を作成した場合は、都城土木事務所に提出しておくものとする。

第4章 通信連絡及びその系統

第1節 通信連絡

通信連絡の確保は水防活動の根源である。特に大災害時に発生する有線通信の途絶や通信施設の停電等に係る対策を強化し、迅速で確実な連絡を行うため、市は、無線通信施設の適正な維持管理に努める。

1 通信施設

市は、迅速な通信連絡を図り、かつ、電話不通時に備えるため機能的な通信網を整備するよう努める。

なお、非常無線通信の活用及びアマチュア無線局も利用できるよう、平常時より協議しておき、災害時には必要に応じて協力を依頼する。

《 アマチュア無線局 》

団体名	コールサイン
宮崎県アマチュア無線赤十字奉仕団	J A 6 Y R G
アマチュア無線都城市役所クラブ	J E 6 Y F L
アマチュア無線都城クラブ	J H 6 Z C H
都城市消防団アマチュア無線クラブ	J E 6 Y B P

2 非常無線通信の依頼

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線電話を利用することができないか、またはこれを利用することが著しく困難であるときには、「電波法」(昭和52年法律第131号)第52条の規定に基づいて、最寄りの無線局に非常無線通信を依頼して行う。

3 災害時優先通信の取扱い

災害等により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制(大規模災害時は約90%以上の制限が行われることがある。)が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は水防法第27条第2項及び電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に基づき、災害時優先通信を利用することができる。

利用に当たっては、電気通信事業者へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

4 報道機関の活用

関係機関及び住民は、報道聴取の徹底と停電時に対処し得るため、携帯ラジオを備えるように努めるものとする。

第2節 情報の伝達系統

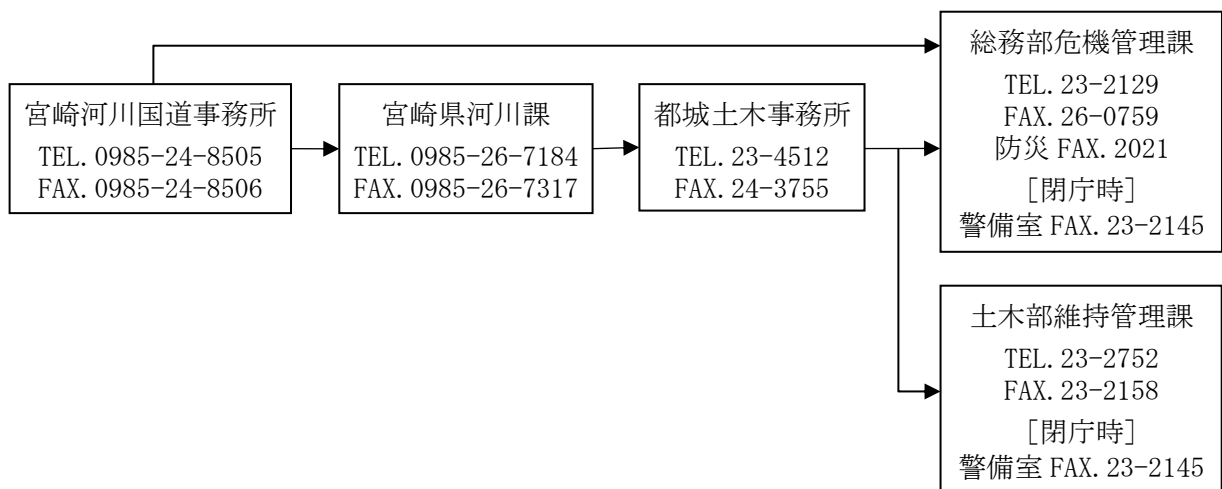
1 水防管理者への伝達

関係機関が行う洪水予報及び水防警報等の情報の水防管理者への伝達系統は、次のとおりである。なお、伝達手段は、ファクシミリ、加入電話または防災行政無線等を使用する。

(1) 気象庁が発表する洪水予報

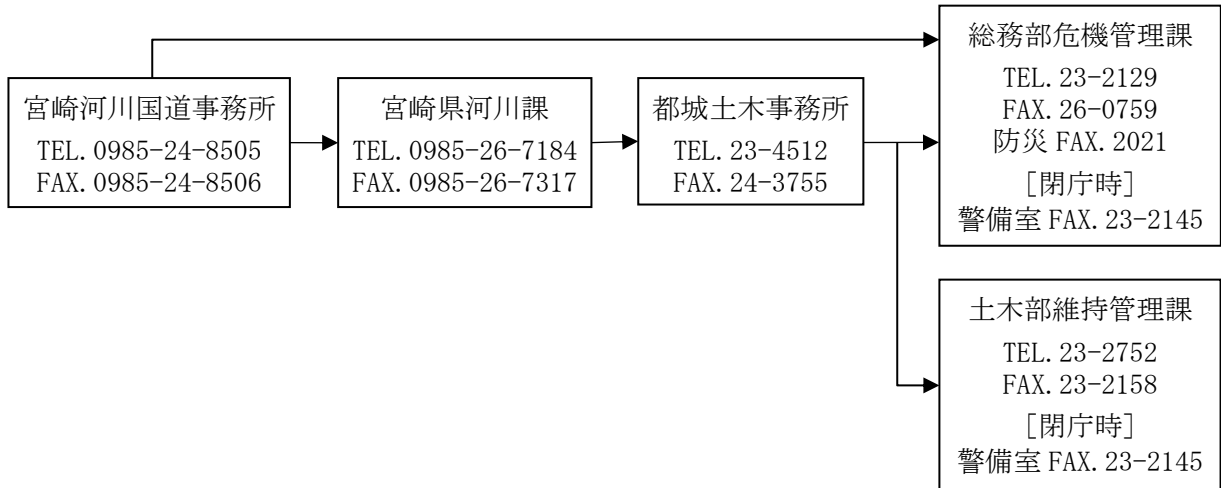


(2) 国土交通省、県が発表する洪水予報及び水防警報



(3) 国土交通省、県が水位情報を通知・周知する河川

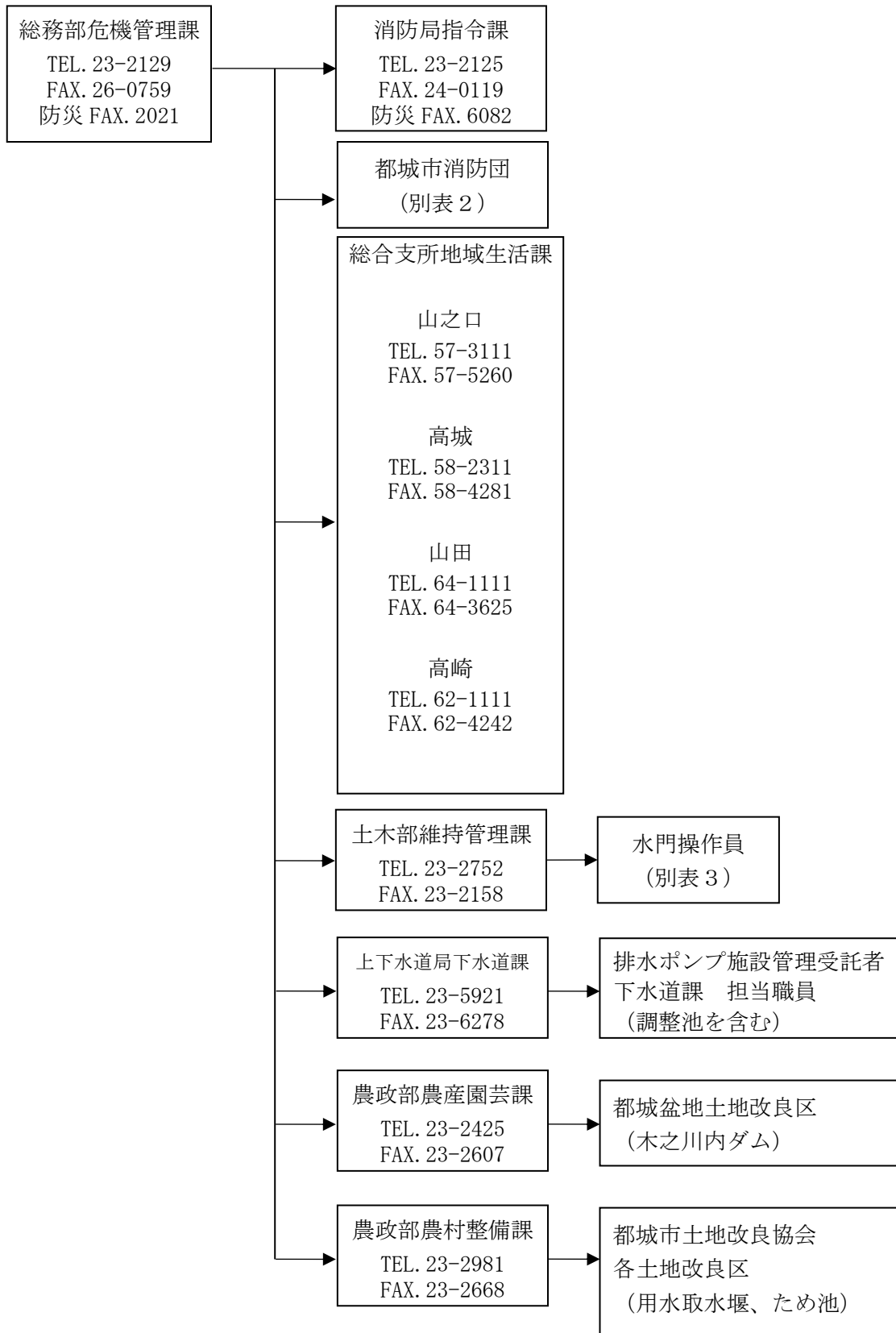
避難勧告発令の目安である氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位）及び避難準備・高齢者等避難開始発令の目安である避難判断水位について、国土交通大臣または知事が行う通知・周知の伝達系統は次のとおりである。



2 水防の機関等への伝達

関係機関が行う洪水予報及び水防警報等に関する通知を受けた総務部危機管理課は、次に示す伝達系統に従って水防団及び水門操作員に情報を伝達するものとする。

伝達手段は、ファクシミリ、加入電話または、防災行政無線等を使用する。



第5章 重要水防箇所等

第1節 重要水防箇所等

洪水等に際して、水防上特に注意を要する箇所と認められる箇所を重要水防箇所といい、本市の区域に係る国土交通大臣または知事が管理する河川の重要水防箇所、その他の水害時の危険箇所等は、次のとおりである。

1 国土交通大臣が管理する河川における重要水防箇所

大淀川を対象として、堤防高や断面、法崩れや洗掘の状況について評定し、水防上最も重要な区間：A、水防上重要な区間：B、水防上注意を要する区間：要注意区間に区分している。

また、A、B及び要注意区間で、水防時に重点的に巡視すべき区間から、重点区間が設定される。

《 大淀川水系における重要水防箇所（A） 》

番号	河川名	地先名	左右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
2	大淀川	高城町石山	右岸	55k450～60k700	5,298	越水A	積土のう工
3	大淀川	吉尾町	右岸	71k500～72k600	980	越水A	積土のう工
4	大淀川	高崎町縄瀬	左岸	54k900～56k520	1,720	越水A	積土のう工
5	大淀川	下水流町	左岸	58k550～60k100	1,456	越水A	積土のう工
6	大淀川	乙房町	左岸	72k050～72k850	653	越水A	積土のう工
7	大淀川	下水流町	—	58k340	—	工作物A(天神橋)	—
8	大淀川	下水流町	—	62k040	—	工作物A(王子橋)	—
9	大淀川	高木町	—	64k000	—	工作物A(高木橋)	—
10	大淀川	野々美谷町	—	68k300	—	工作物A(広瀬橋)	—
11	大淀川	乙房町	—	71k025	—	工作物A(乙房橋)	—
12	大淀川	乙房町	—	71k500	—	工作物A(今平橋)	—
13	大淀川	志比田町	—	73k650	—	工作物A(赤星橋)	—
14	大淀川	志比田町	—	75k000	—	工作物A(志比田橋)	—
15	大淀川	都島町	—	76k970	—	工作物A(二巖寺橋)	—
16	大淀川	西町	—	77k950	—	工作物A(岳下鉄道橋)	—
20	高崎川	岩満町	右岸	0k200～2k000	1,789	越水A	積土のう工
21	高崎川	高崎町縄瀬	左岸	0k850～2k000	1,130	越水A	積土のう工
22	高崎川	高崎町縄瀬	—	1k360	—	工作物A(鶴崎橋)	—
23	高崎川	高崎町縄瀬	—	1k830	—	工作物A(巢立橋)	—
24	沖水川	吉尾町	右岸	0k000～0k500	450	越水A	積土のう工
計			20か所		13,476		

※ 番号は、宮崎県水防計画に掲載の表と共通の番号である。

《大淀川水系における重要水防箇所（B）》

番号	河川名	地先名	左右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
31	大淀川	高城町石山	右岸	55k500～56k300	800	堤体漏水B、基礎地盤漏水B	シート張工、月の輪工、釜段工
32	大淀川	高城町石山～高木町	右岸	56k800～60k700	3,900	堤体漏水B、基礎地盤漏水B	シート張工、月の輪工、釜段工
33	大淀川	高木町～高城町穂満坊	右岸	60k700～63k100	2,400	越水B、堤体漏水B、基礎地盤漏水B	積土のう工、シート張工、月の輪工、釜段工
34	大淀川	高城町穂満坊	右岸	63k100～63k200	100	越水B	積土のう工
35	大淀川	高木町	右岸	63k200～64k400	1,200	越水B、基礎地盤漏水B	積土のう工、シート張工、月の輪工、釜段工
36	大淀川	高木町～吉尾町	右岸	64k400～67k000	2,600	越水B、堤体漏水B、基礎地盤漏水B	積土のう工、シート張工、月の輪工、釜段工
37	大淀川	吉尾町	右岸	67k000～69k600	2,600	越水B、堤体漏水B	積土のう工、シート張工、月の輪工、釜段工
38	大淀川	吉尾町	右岸	69k600～71k175	1,575	越水B、堤体漏水B、基礎地盤漏水B	積土のう工、シート張工、月の輪工、釜段工
39	大淀川	吉尾町	右岸	71k175～71k500	325	越水B、堤体漏水B	積土のう工、シート張工、月の輪工、釜段工
40	大淀川	吉尾町	右岸	71k500～72k600	1,100	堤体漏水B	シート張工、月の輪工、釜段工
41	大淀川	下川東	右岸	72k800～75k300	2,500	越水B、堤体漏水B	積土のう工、シート張工、月の輪工、釜段工
42	大淀川	下川東～松元町	右岸	75k300～76k500	1,200	越水B	積土のう工
43	大淀川	松元町～西町	右岸	76k500～78k050	1,550	越水B、堤体漏水B	積土のう工、シート張工、月の輪工、釜段工
44	大淀川	上水流町	左岸	60k100～65k300	5,200	越水B	積土のう工
45	大淀川	上水流町	左岸	65k300～66k000	700	越水B、堤体漏水B、基礎地盤漏水B	積土のう工、シート張工、月の輪工、釜段工
46	大淀川	上水流町	左岸	66k000～66k100	100	越水B	積土のう工
47	大淀川	上水流町～野々美谷町	左岸	66k100～67k600	1,500	越水B、基礎地盤漏水B	積土のう工、シート張工、月の輪工、釜段工
48	大淀川	野々美谷町	左岸	67k600～68k300	700	越水B	積土のう工
49	大淀川	野々美谷町	左岸	68k300～69k750	1,400	越水B、堤体漏水B、基礎地盤漏水B	積土のう工、シート張工、月の輪工、釜段工
50	大淀川	乙房町	左岸	70k150～71k030	850	越水B、堤体漏水B	積土のう工、シート張工、月の輪工、釜段工
51	大淀川	乙房町	左岸	72k100～72k900	800	堤体漏水B	シート張工、月の輪工、釜段工
52	大淀川	志比田町	左岸	73k050～75k000	1,900	越水B、堤体漏水B	積土のう工、シート張工、月の輪工、釜段工
53	大淀川	志比田町	左岸	75k000～75k110	110	越水B	積土のう工

54	大淀川	都島町	左岸	75k600～75k800	200	越水B	積土のう工
55	大淀川	都島町	左岸	75k800～76k200	400	越水B、堤体漏水B	積土のう工、シート張工、月の輪工、釜段工
56	大淀川	都島町	左岸	76k200～78k700	2,500	越水B	積土のう工
57	大淀川	高崎町縄瀬	—	54k970	—	工作物B(樋渡橋)	—
58	大淀川	高崎町縄瀬	—	56k200	—	工作物B(霧島大橋、縄瀬水管橋)	—
59	大淀川	上水流町	—	65k350	—	工作物B(大淀橋)	—
60	大淀川	野々美谷町	—	66k800	—	工作物B(大淀川橋)	—
61	大淀川	志比田町	—	73k765	—	工作物B(赤星水管橋)	—
62	大淀川	志比田町	—	74k550	—	工作物B(志比田鉄道橋)	—
63	大淀川	志比田町	—	76k208	—	工作物B(新平田橋)	—
64	大淀川	都島町	—	76k775	—	工作物B(上平田橋)	—
65	大淀川	岳下	—	77k695	—	工作物B(岳下橋)	—
66	大淀川	都島町	—	78k000	—	工作物B(歌舞伎橋)	—
84	庄内川	乙房町	右岸	0k000～1k400	1,000	越水B	積土のう工
85	庄内川	野々美谷町	左岸	0k570～1k200	530	越水B、基礎地盤漏水B	積土のう工、シート張工、月の輪工、釜段工
86	庄内川	野々美谷町	—	0k600	—	工作物B(鵜之島橋)	—
87	沖水川	吉尾町	右岸	0k500～0k800	287	越水B	積土のう工
88	沖水川	下川東	左岸	0k000～0k800	737	越水B	積土のう工
計				41 箇所	40,764		

※ 番号は、宮崎県水防計画に掲載の表と共通の番号である。

《 大淀川水系における重要水防箇所(要注意区間) 》

本市における重要水防箇所(要注意区間) はなし

※令和5年度に本市は該当しなかったため

《 大淀川水系における重要水防箇所(重点区間) 》

番号	河川名	地先名	左右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	大淀川	高城町石山	右岸	59k500～60k400	900	越水A (背後地が住宅密集地であり、H17家屋浸水実績)	積土のう工
2	大淀川	下川東	右岸	73k380～73k650	270	越水A (H17家屋浸水実績)	積土のう工
3	大淀川	西町	右岸	77k000～77k690	690	越水B (背後地が住宅密集地であり、H17家屋浸水実績)	積土のう工
4	大淀川	高崎町縄瀬	左岸	54k900～55k200	350	越水A (背後地が住宅密集地であり、H17家屋浸水実績)	積土のう工
5	大淀川	鷹尾	左岸	76k300～76k800	500	越水B (背後地が住宅密集地であり、H17家屋浸水実績)	積土のう工
計		5か所			2,710		

※ 番号は、宮崎県水防計画に掲載の表と共通の番号である。

《 大淀川水系における重要水防箇所(重点監視区間) 》

番号	河川名	地先名	左右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	大淀川	高城町	右岸	62k800	—	基礎地盤漏水	シート張工、月の輪工、釜段工
計		1か所					

※ 番号は、宮崎県水防計画に掲載の表と共通の番号である。

2 知事が管理する河川の重要水防箇所

宮崎県の管理するすべての河川を対象として、堤防高や断面、法崩れや洗掘の状況について、背後地に住宅、学校・病院・道路等の公共施設、防災上の配慮をする者が利用する施設、その他不特定多数の者が利用する施設が存在する箇所を評定し、「浸水被害の危険度の特に高い箇所：A」、「浸水被害の危険度の高い箇所：B」、「要注意箇所」に区分している。

《 宮崎県が管理する河川における重要水防箇所(A) 》

番号	河川名	位置	左岸 右岸	延長(m)	理由	予想される 事態	水防工法	背後資産の状況 (浸水履歴)
1	境川	山之口町山之口 2136先～2119先	左岸	200	計画高水位の設定がないが被害が想定される箇所であり、過去に外水氾濫	水があふれる	積土のう工	避難所 (H17 浸水)

2	穴水川	高城町有水 4450 先～4452-1 先	両岸	100	計画高水位の設定がないが被害が想定される箇所であり、過去に外水氾濫	水があふれる	積土のう工	住宅地 (H17 浸水)
3	炭床川	高崎町上小牧橋 ～縄瀬 4180-1 先	左岸	400	【本川の水位の影響区間】 本川の計画高水位が現況堤防高を超えている	水があふれる	積土のう工	住宅地 (H17 浸水)
4	木下川	高崎町江平 1532-3 先 ～江平 689 先	左岸	200	計画高水位の設定がないが被害が想定される箇所であり、過去に外水氾濫	水があふれる	積土のう工	住宅地 (H18 浸水)
5	木下川	高崎町江平 1532-3 先 ～江平 658-1 先	右岸	400	計画高水位の設定がないが被害が想定される箇所であり、過去に外水氾濫	水があふれる	積土のう工	住宅地 (H18 浸水)
6	有水川	高城町有水 194 先～731-2 先	右岸	1,600	【本川の水位の影響区間】 本川の計画高水位が現況堤防高を超えている	水があふれる	積土のう工	住宅地 (H16、17 浸水)
7	丸谷川	山田町山田 418-4 先～509-1 先	左岸	500	計画高水位の設定がないが被害が想定される箇所であり、過去に外水氾濫	水があふれる	積土のう工	住宅地 (H5 浸水)
8	丸谷川	山田町山田 941-4 先～1033-4 先	左岸	500	計画高水位の設定がないが被害が想定される箇所であり、過去に外水氾濫	水があふれる	積土のう工	住宅地 (H5 浸水)
9	山田川	山田町山田 4312-4 ～西椋 43922 先	両岸	690	計画高水位が現況堤防高を超えている (河川改修中)	水があふれる	積土のう工	住宅地 (H5 浸水)
10	東岳川	高城町大井手 1231-2 先～1214-2	右岸	300	計画高水位が現況堤防高を超えている	水があふれる	積土のう工	住宅地 (H5、9 浸水)
11	庄内川	美川町 487-1 先～310 先	両岸	500	計画高水位の設定がないが被害が想定される箇所であり、過去に外水氾濫	水があふれる	積土のう工	住宅地・公民館 (H5 浸水)
12	横市川	横市町 175-1 地先～ 横市町 1505-3 地先	両岸	1,540	計画高水位が現況堤防高を超えている (河川改修中)	水があふれる	積土のう工	住宅地 (H9 浸水)
13	花の木川	山之口町 259-1 地先 ～728-1 地先	両岸	920	計画高水位が現況堤防高を超えている (河川改修中)	水があふれる	積土のう工	住宅地・支所・ 中学校 (H9 浸水)
計		13 か所		7850				

※ 番号は、宮崎県水防計画に掲載の表と共通の番号である。

《 宮崎県が管理する河川における重要水防箇所(B) 》

番号	河川名	位置	左岸 右岸	延長 (m)	理由	予想される 事態	水防工法	背後資産の状 況(浸水履歴)
1	高崎川	高崎町縄瀬 797先～811先	左岸	400	【本川の水位の 影響区間】 計画余裕高不足	水があふれる	積土のう工	住宅地
2	丸谷川	岩満町 1118先～896-1先	右岸	550	【本川の水位の 影響区間】 計画余裕高不足	水があふれる	積土のう工	住宅地
3	東岳川	高城町大井手 1109- 2先～桜木 1137-5先	左岸	2,500	水衝・深掘れ	洗掘	積土のう工	養護老人施設 住宅地
4	富吉川	山之口町富吉 5664 先	左岸	250	流下断面不足	水があふれる	積土のう工	住宅
5	萩原川	安久町 34先～6274-1先	左岸	300	【本川の水位の 影響区間】 計画余裕高不足	水があふれる	積土のう工	住宅地
6	萩原川	下長飯町 1923-3先 ～甲斐元町 3146-1 先	右岸	1,200	堤防断面不足	水があふれる	積土のう工	住宅地
7	姫城川	西町 3780地先～3502-5 先	両岸	250	【本川の水位の 影響区間】 計画余裕高不足	水があふれる	積土のう工	住宅地 (H16、17 浸水)
8	大淀川	大岩田町 5298-8地 先～五十町 8746-6 地	両岸	2,600	計画高水位の設 定がないが被害 が予想される箇 所	水があふれる	積土のう工	住宅地
計		8か所		8,050				

※ 番号は、宮崎県水防計画に掲載の表と共通の番号である。

《 宮崎県が管理する河川における重要水防箇所(要注意) 》

番号	河川名	位置	左岸 右岸	延長 (m)	理由	予想される 事態	水防工法	背後資産の状 況(浸水履歴)
1	高崎川	高崎町前田 739先～741先	左岸	90	内水	水があふれる	—	住宅地 (H18 浸水)
3	年見川	宮丸町 5076先～5091先	両岸	300	内水	水があふれる	—	住宅地 (H16、17 浸水)
4	梅北川	下長飯町 5547先～5565先	右岸	250	内水	水があふれる	—	住宅地 (H16、17 浸水)
計		3か所		640				

※ 番号は、宮崎県水防計画に掲載の表と共通の番号である。

第2節 その他の水害時の危険箇所

1 主要交通途絶箇所

市内の主要交通途絶予想箇所は、以下のとおりである。

《 都城市の主要交通途絶予想箇所 》

番号	河川名	路線名	予想される事態	同左区域	同左延長 (m)	代替路線名
1	大淀川	有水高原線	路面浸水	高城町西久保	100	なし
2	大淀川	中方限庄内線	路面浸水	高城町中方限	700	なし
3	大淀川	高城山田線	路面浸水	高城町穂満坊	200	なし
4	大淀川	御池都城線	路面浸水	大王町	200	市道
5	大淀川	御池都城線	浸水	志比田	300	市道
6	大淀川	10号	路面冠水	高木	200	市道
7	大淀川	10号	浸水	甲斐元町	100	市道
8	大淀川	10号	浸水	高城町穂満坊	100	
9	大淀川	221号	浸水	太郎坊町	500	なし
10	大淀川	財部庄内安久線	浸水	金田町、上長飯	200	市道
11	大淀川	都城霧島公園線	浸水	西町	700	
12	梅北川	都城東環状線	浸水	城下橋付近	30	
13	萩原川	飯野松山都城線	路面冠水	甲斐元町	300	市道
14	花の木川	三股高城線	路面冠水	山之口町中原	100	町道
15	樋口川	三股高城線	路面冠水	山之口町桑原	100	町道
16	東岳川	269号	路面冠水	山之口町野上	500	なし
計					4,330	

2 土砂災害危険箇所

市内の土砂災害危険箇所（土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所・地すべり危険箇所）の指定箇所は、以下のとおりである。

《 都城市の土砂災害危険箇所 》

(R4.3.31現在)

土石流危険渓流				急傾斜地崩壊危険箇所				地すべり 危険箇所	危険箇所 計
I	II	III	計	I	II	III	計		
70	97	4	171	489	568	87	1,144	3	1,318

「I」：人家5戸以上等に被害を及ぼすおそれのある土石流危険渓流または急傾斜地崩壊危険箇所

「II」：人家1～4戸に被害を及ぼすおそれのある土石流危険渓流または急傾斜地崩壊危険箇所

「III」：人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所（土石流危険渓流に準ずる渓流または急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面）

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

市内の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（土石流、急傾斜崩壊地、地すべり）の指定箇所は、以下のとおりである。

《 土砂災害警戒区域等 》

R4.3.31 現在

区 分	都城	山之口	高城	山田	高崎	計
土 石 流	84 (59)	24 (14)	15 (8)	38 (27)	9 (4)	170 (112)
地 す べ り	—	1 (0)	1 (0)	—	1 (0)	3 (0)
急傾斜地の崩壊	538 (521)	102 (97)	155 (149)	171 (166)	179 (169)	1145 (1102)
計	622 (580)	127 (111)	171 (157)	209 (193)	189 (173)	1318 (1214)

※（ ）は土砂災害特別警戒区域の箇所数（内数）

（砂防課）

第6章 洪水予報及び水防警報

第1節 洪水予報

1 一般の洪水予報

気象庁（宮崎地方气象台）は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条及び水防法第10条第1項の規定に基づき、大雨、長雨等に伴い不特定の河川の増水により、河川の氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに、注意の呼びかけとして「洪水注意報」を、警戒の呼びかけとして「洪水警報」を発表する。

2 指定河川洪水予報

国土交通省（宮崎河川国道事務所）と気象庁（宮崎地方气象台）は、水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項に基づき、共同して「大淀川上流部洪水予報」の発表を行う。

《 大淀川上流部洪水予報の種類 》

予報の種類	発表の基準	備考
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。	洪水注意報に相当
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(危険水位)に到達することが見込まれるとき、または、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。	洪水警報に相当
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位(危険水位)に到達したとき。	
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき。	

種類	情報名	発表基準
「洪水警報（発表）」 または「洪水警報」	「氾濫発生情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき（一時的な水位の上昇・下降に関わらず、水位の上昇の可能性があるとき） ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く。）

種 類	情報名	発表基準
「洪水注意報（発表） または「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未滿の状態が継続しているとき ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報 （警報解除）」	「氾濫注意情報 （警戒情報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報または氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く。） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く。）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・氾濫危険情報、氾濫警戒情報または氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

※ 基準地点：岳下観測所（都城市都島町）・樋渡観測所（高崎）

第2節 水防警報等の発令基準

宮崎県知事が、水防法第10条第3項、第13条第3項及び第16条第3項の規定に基づき通知する洪水予報及び水防警報等の発令基準は次のとおりである。

《 洪水予報・水防警報・水位周知を行う河川対象区域及び発令基準 》

国土交通省が管理する河川

河川名	対象区域		
	左右岸の別	上流側起点	下流側起点
大淀川	左岸	五十町字瀬戸上 1294-2-乙地先	高崎町縄瀬字下小松 4188 地先
	右岸	五十町字湊脇 5294-3 地先	高城町有水字上大久保 1223-92 地先
庄内川	左岸	庄内町字東牟田 9784-4 地先の鉄道橋下流端	大淀川への合流点
	右岸		
沖水川	左岸	川東下川原 2494 先	大淀川への合流点
	右岸	川東中尾下 4055 先	

知事が管理する河川

河川名	対象区域		
	左右岸の別	上流側起点	下流側起点
萩原川	左岸	安久町 上豊橋	大淀川への合流点
	右岸	上長飯町 上豊橋	

沖水川	左岸	三股町大字樺山字稲荷下 6084 地先	上川東4丁目 沖水橋
	右岸	三股町大字長田字山田川原 47-3 地先	吉尾町 沖水橋
丸谷川	左岸	山田町山田字山ノ神 山ノ神橋	高崎川合流点
	右岸	夏尾町 山ノ神橋	
東岳川	左岸	高城町大井手字霧島元 1267-1 地先	大淀川への合流点
	右岸	高城町大井手字大迫 1231-2 地先	
高崎川	左岸	高崎町大牟田字下向田平 田平頭首工	高崎町縄瀬字中平 965-20 地先
	右岸	高崎町大牟田字平 田平頭首工	高崎町岩満町 889-2 地先

河川名	観測所名	所管	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
大淀川	岳下	国	都島町	3.20m	3.70m	4.10m	4.80m
大淀川	樋渡	国	高崎町	5.40m	6.00m	8.30m	9.20m
萩原川	栄源寺橋	県	下長飯町	0.20m	1.70m	1.70m	2.50m
沖水川	沖水橋	県	吉尾町	2.50m	3.20m	4.10m	4.40m
丸谷川	向洲橋	県	山田町中霧島	2.20m	3.30m	3.30m	3.60m
東岳川	大井手橋	県	高城町大井手	2.00m	2.30m	2.30m	2.50m
高崎川	高崎橋	県	高崎町大牟田	0.10m	0.90m	0.90m	1.20m

※「水防団待機水位」は、水防法第12条第1項に規定する通報水位である。

「氾濫注意水位」は、水防法第12条第2項に規定する警戒水位である。

「避難判断水位」は、水防法第13条に規定する特別警戒水位である。

※「解除」は、水位が「氾濫注意水位」以下に下がって再び増水のおそれがないと思われるときに発令される。

■参考：河川（洪水時）の水防警報発令の段階

待機	水位が上昇した場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動出来るように待機する必要がある旨を警告するとき、または再び水位の上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動出来るように待機する必要がある旨を警告するとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努め、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するとき
出動	水防機関が出動する必要があるとき
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を周知するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・のり崩れ・亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消し、当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除するとき

■参考：水防活動に必要な予報及び警報の種類

水防活動の利用に適合する 注意報・警報	一般の利用に適合する 注意報・警報・特別警報	発表官署
水防活動用気象注意報	大雨注意報	宮崎地方気象台
水防活動用気象警報	大雨警報、大雨特別警報	
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	
水防活動用洪水警報	洪水警報	

第7章 水防活動

第1節 水防巡視

1 平常時の監視

水防団は、平常時から随時に市域内の河川またはため池を巡視し、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに土木部維持管理課に連絡し必要な指示を求めるものとする。

水防に関する連絡を受けた土木部維持管理課は、速やかに現状を調査し、当該河川管理者に連絡し必要な指示を求めるものとする。

2 非常時の警戒等

(1) 水の待機

市長は、水防団待機を示す水防警報の通知を受けたとき、または河川水位が水防団待機水位に達したときは、直ちに当該河川の警戒を担当する水防団に待機を通知するものとする。

(2) 水防団の出動

市長は、水防団出動を示す水防警報の通知を受けたとき、または河川水位が氾濫注意水位に達したとき、その他水防上必要があると認めたときは、直ちに当該河川の警戒を担当する水防団に出動を要請するものとする。

要請を受けた水防団は、直ちに装備を整え出動し、水防上必要な監視、警戒、連絡等を行うものとする。

(3) 異常時の対応

市長は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、都城土木事務所長及び河川管理者等に連絡するものとする。ただし、堤防その他の施設が決壊したとき、または越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、決壊等の通報及びその後の措置を講じるものとする。

なお、活動は水防団員の安全確保を最優先として行い、水防団員の生命に危険がおよぶ可能性がある場合には速やかに退避させるものとする。

- ① 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ② 堤防の上端の亀裂または沈下
- ③ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ

- ④ 居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤ 排・取水門の両軸または底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取付け部分の異状

3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、または被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別して、それに適する工法は、資料2のとおりである。

その際、水防団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、水防団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

4 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第2節 水防信号

水防法第20条の規定に基づき、宮崎県水防計画に定める水防信号は次のとおりである。

1 警戒信号（水防第1信号）

氾濫注意水位に達したことを知らせるもので、水防団幹部の出動を行ない、水防資器材の整備点検、水門等開閉の準備を知らせるもの。

2 出動信号（水防第2信号）

水防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。

3 協力信号（水防第3信号）

当該水防団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。

4 避難信号（水防第4信号）

必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて取り扱う。

《 水防信号の種類 》

種類	警鐘信号	サイレン信号 (余いん防止符)			
(水防第1信号) 警戒信号	● 休止 ● 休止 ● 休止	約5秒 ●	約15秒 休止	約5秒 ●	約15秒 休止
(水防第2信号) 出動信号	●●● ●●● ●●●○	約5秒 ●	約6秒 休止	約5秒 ●	約6秒 休止
(水防第3信号) 協力信号	●●●● ●●●● ●●●●	約10秒 ●	約5秒 休止	約10秒 ●	約5秒 休止
(水防第4信号) 避難信号	乱 打	約1分 ●	約5秒 休止	約1分 ●	約5秒 休止

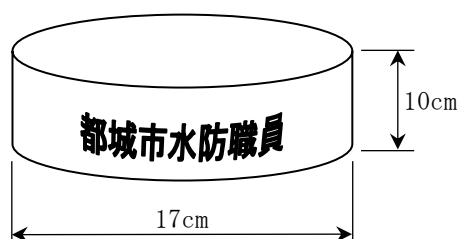
- (備考) 1 信号は、適宜の時間継続するものとする。
 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
 3 危険がなくなったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第3節 水防標識

水防作業を正確、迅速かつ規律正しく行わせるため、次の標識を定める。

1 水防職員の標識

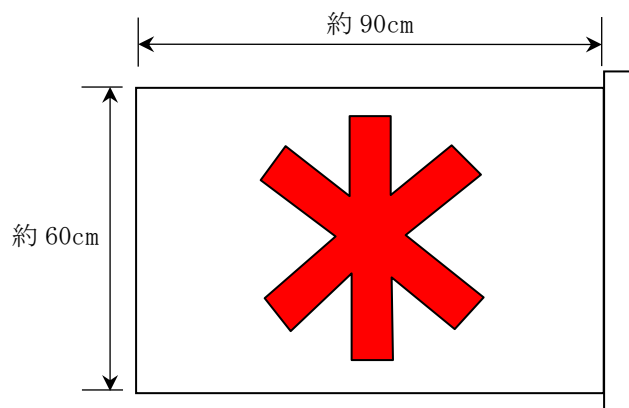
水防に従事する職員は、下図に示す腕章を左腕に付けるものとする。



(注) 白布、文字は赤とする。

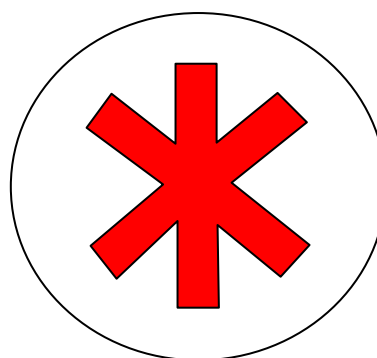
2 優先通行及び緊急通行の標識

水防のために出動するときの優先通行または水防上緊急の必要があるときの緊急通行のために、宮崎県水防計画に定める車両の標識は、次のとおりである。



(ア) 標識

(注) 白布、水の文字は赤色



(イ) 標灯

自動車ヘッドライト

(注) 白布、水の文字は赤色

3 水防職員の身分証票

水防法第49条第2項に規定する身分証票は、次のとおりとする。

(表 面)

<p>水 防 職 員 の 証</p>	
<p>所属機関</p> <p>職名、氏名</p> <p>上記の者は、水防法第49条の規定に基づく水防職員である。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>水防管理者：都城市長</p>	<p>第 号</p> <p>(年 月 日生)</p> <p>Ⓜ</p>
<p>9 cm</p>	
<p>6cm</p>	

(裏面)

<p>水 防 法</p> <p>(抜粋)</p> <p>第 49 条 都道府県知事または水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、または当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地を立ち入らせることができる。</p> <p>2 都道府県の職員、水防団長、水防団員または消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人に請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>第 54 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金または拘留に処する。</p> <p>(1)、(2) < 省 略 ></p> <p>(3) 第 49 条第 1 項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、または同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>	6cm
9 cm	

第4節 水防活動報告

各分団長または部長は、水防活動終了後2日以内に、市様式第12号（水防活動報告書）により、水防本部長に報告しなければならない。

市様式第12号 水防活動報告

年 月 日	
様	責任者 印
水防活動実施報告書	
水防実施場所	川 左・右岸 地先 m
活動時期	年 月 日 時 分 から 月 日 時 分 まで
出動人員	消防団員 人 ・ その他 人 ・ 合計 人
水防作業概況	工法 m 工法 m 工法 m
被害状況	
使用資器材	化繊土のう 袋 玉石 m ³ その他 空 〃 〃 蛇籠 本 杭 本 ビ・シート 枚
居住者の 出動状況	
水防関係者 の死傷	
水位の 状況	
備考	

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

第5節 警戒区域の設定と立ち退きの指示

1 警戒区域の設定

水防活動を行う水防団長、水防団員または消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所において現地に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して当該区域への立入りの禁止、制限、またはその区域からの退去を命ずることができる。（水防法第21条第1項）

また、水防団長、水防団員または消防機関に属する者がいないとき、またはこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員または消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

2 決壊等の通報

堤防その他の施設が決壊したときは、市長は、直ちにこれを関係者に通報するとともに、住民に周知するものとする。

その場合、市長は、住民及び水防活動を行う者の安全を確保するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。（水防法第25条、第26条）

3 避難のための立ち退きの指示

(1) 市長は、洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の居住者に対し避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合においては、都城警察署長にその旨を通知するものとする。（水防法第29条）

(2) 市長は、避難のための立ち退きを指示する場合は、当該地域に近接する一次避難所及び二次避難所を開設し、住民の避難に十分に対応できる受入態勢を整えるとともに、避難先及び安全な経路について住民への周知を行うものとする。

避難は原則として避難者各個に行うものとするが、必要に応じて、関係機関の車両や舟艇等を利用して要配慮者等の輸送を行うものとする。また、指示の状況を、都城土木事務所長に速やかに報告するものとする。

(3) 市長は、都城警察署長と協議の上、あらかじめ立ち退き計画を作成し、立ち退き先、経路等に必要な処置を講じておくものとする。

4 避難のための立ち退きの周知

市長は、避難のための立ち退きの万全を図るため、危険区域や避難場所、避難経路等を明示した防災マップや広報紙、ホームページ等を活用した避難に関する広報活動の実施を通じて、避難場所、避難経路等についてあらかじめ住民に広報、周知を講ずるものとする。

災害時における市長から住民までの立ち退き指示の伝達方法については、テレビ放送、ラジオ放送、市防災行政無線、緊急速報メール、SNS（ソーシャルネットワークシステム）、広報車、水防

団による広報、電話・ファクシミリ、登録制メール、水防団・警察・自主防災組織、自主公民館、近隣住民等による直接的な声かけ等により、迅速に必要なと認める地域の住民等への周知を徹底する。

また、市長は、地域の広狭、人口の多少、情報インフラの状況、公共団体職員、警察官及び水防団員の数の多少等それぞれの地域の実情に応じた伝達方法をあらかじめ定めるものとし、全ての伝達手段について、その手順を確認し、伝達を受ける側が限定される場合は、確実に伝達されるかの訓練を実施する。

第6節 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

1 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、または越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、市長、水防団長、消防機関の長は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は、水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市長に高齢者等避難開始、避難指示の発令に資する事象として情報提供するものとする。

2 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、または越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、市長、水防団長、消防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第7節 水防の解除

市長は、警戒をする河川の水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、出動中の水防団を現場から撤収させ待機するよう通知するものとする。

前記により現場を離れる水防団は、管轄区域の堤防及び周辺の状況について点検を行い、異常の有無を水防本部に報告するものとする。

また、水防本部は、河川に危険がなくなったことについて、住民への周知を図るものとする。

市長は、警戒をする河川の水位が水防団待機水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、当該河川の水防体制を解除することができる。

水防団は、水防体制解除後においては、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに水防本部に報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第8章 水門等の操作

第1節 水門及び排水ポンプ施設

1 水門

大淀川及び県管理河川にある水門または閘門（以下「水門」という。）等の場所及び連絡先は、次のとおりである。

《 国土交通省の管理区域にある水門等 》

管理者（出先機関）：国土交通省宮崎河川国道事務所都城出張所 23-2947						
河川名	水門の名称	位置	左岸 右岸	所在地	連絡先	
1	大淀川	蔵元第1樋管	54K039	左岸	高崎町縄瀬	高崎総合支所 地域生活課
2	大淀川	蔵元第2樋管	54K185	左岸	高崎町縄瀬	高崎総合支所 地域生活課
3	大淀川	樋渡樋管	54K800+153.4	左岸	高崎町縄瀬	高崎総合支所 地域生活課
4	大淀川	縄瀬排水樋管	55K200+87.5	左岸	高崎町縄瀬	高崎総合支所 地域生活課
5	大淀川	香禅寺樋管	55K400+182.2	右岸	高城町石山	高城総合支所 地域生活課
6	大淀川	高崎樋管	55K800+132.9	左岸	高崎町縄瀬	高崎総合支所 地域生活課
7	大淀川	香禅寺第2樋管	56K000+134.0	右岸	高城町石山	高城総合支所 地域生活課
8	大淀川	新地樋管	56K800+29.1	右岸	高城町石山	高城総合支所 地域生活課
9	大淀川	萩原樋管	57K200+215.0	右岸	高城町石山	高城総合支所 地域生活課
10	大淀川	下水流排水樋管	58K400+155.5	左岸	下水流町	維持管理課
11	大淀川	下水流樋管	58K600+260.5	左岸	下水流町	維持管理課
12	大淀川	穂満坊排水樋管	59K600+186.7	右岸	高城町石山	高城総合支所 地域生活課
13	大淀川	下水流第1樋管	61K600+3.8	左岸	下水流町	維持管理課
14	大淀川	高城樋管	62K000+113.1	右岸	高城町穂満坊	高城総合支所 地域生活課
15	大淀川	平原樋管	62K400+83.0	左岸	下水流町	維持管理課
16	大淀川	志和池排水樋管	63K200+51.4	左岸	上水流町	維持管理課
17	大淀川	池島樋管	64K800+38.6	右岸	高木町	維持管理課
18	大淀川	志和池樋管	65K800+184.3	左岸	野々美谷町	維持管理課
19	大淀川	森田排水樋管	66K100	左岸	野々美谷町	維持管理課

管理者（出先機関）：国土交通省宮崎河川国道事務所都城出張所 23-2947						
河川名	水門の名称	位置	左岸 右岸	所在地	連絡先	
20	大淀川	太郎坊第2樋管	66K800+9.3	右岸	太郎坊町	維持管理課
21	大淀川	太郎坊第1樋管	67K000+72.7	右岸	太郎坊町	維持管理課
22	大淀川	広瀬樋管	67K800+48.3	右岸	金田町	維持管理課
23	大淀川	野々美谷樋管	68K200+257	左岸	金田町	維持管理課
24	大淀川	下金田第2樋管	68K600+186.9	右岸	金田町	維持管理課
25	大淀川	下金田樋管	69K065	右岸	金田町	維持管理課
26	大淀川	金田排水樋管	69K400+53.5	右岸	金田町	維持管理課
27	大淀川	十万寺樋管	69K600+150.7	左岸	野々美谷町	維持管理課
28	大淀川	内場樋管	70K200+154.5	左岸	乙房町	維持管理課
29	大淀川	乙房第2樋管	70K800+133.5	左岸	乙房町	維持管理課
30	大淀川	乙房樋管	71K000+162.2	右岸	乙房町	維持管理課
31	大淀川	今平樋管	71K800+2.0	右岸	乙房町	維持管理課
32	大淀川	木ノ下樋管	72K000+65.4	左岸	乙房町	維持管理課
33	大淀川	都城浄化センター 排水樋管	72K428	右岸	吉尾町	下水道課
34	大淀川	大根田樋管	72K840	左岸	志比田町	維持管理課
35	大淀川	川東第3樋管	72K800+90.0	右岸	下川東4丁目	維持管理課
36	大淀川	川東第2樋管	73K200+197.5	右岸	下川東4丁目	維持管理課
37	大淀川	徳益排水樋管	73K600+89.9	左岸	志比田町	維持管理課
38	大淀川	川東第1排水樋管	74K200+79.5	右岸	下川東1丁目	維持管理課
39	大淀川	古川排水樋管	74K200+121.0	左岸	志比田町	維持管理課
40	大淀川	大王樋管	74K800+56.2	右岸	大王町	維持管理課
41	大淀川	志比田第2樋管	75K000+101.8	左岸	志比田町	維持管理課
42	大淀川	志比田排水樋管	75K800+53.3	左岸	志比田町	下水道課
43	大淀川	志比田第1樋管	75K800+37.5	左岸	志比田町	維持管理課
44	大淀川	思案橋排水樋管	76K200+171.0	左岸	志比田町	維持管理課
45	大淀川	鷹尾排水樋管	76K200+171.0	左岸	志比田町	下水道課
46	大淀川	宮丸第2樋管	76K600+76.6	右岸	宮丸町	維持管理課

管理者（出先機関）：国土交通省宮崎河川国道事務所都城出張所 23-2947						
河川名	水門の名称	位置	左岸 右岸	所在地	連絡先	
47	大淀川	岳下第5排水樋管	76K800+50.5	左岸	鷹尾1丁目	維持管理課
48	大淀川	宮丸第1樋管	77K000+30.5	右岸	宮丸町	下水道課
49	大淀川	岳下第4排水樋管	77K200+24.1	左岸	鷹尾1丁目	維持管理課
50	大淀川	西町第2樋管	77K400+38.0	右岸	西町	維持管理課
51	大淀川	西町第3樋管	77K600+29.0	右岸	西町	維持管理課
52	大淀川	岳下第2樋管	77K600+59.9	左岸	都島町	維持管理課
53	大淀川	西町第1樋管	77K600+205.6	右岸	西町	維持管理課
54	大淀川	岳下樋管	77K880	左岸	都島町	下水道課
55	大淀川	大岩田第2排水樋管	78K200+160.4	左岸	都島町	維持管理課
56	大淀川	大岩田排水樋管	78K800+120.5	左岸	都島町	下水道課
57	高崎川	高崎第3樋管	0K400+197.0	右岸	岩満町	維持管理課
58	高崎川	高崎第4樋管	0K800+57.0	右岸	岩満町	維持管理課
59	高崎川	高崎第5樋管	0K800+125.6	左岸	高崎町縄瀬	高崎総合支所 地域生活課
60	高崎川	高崎第6樋管	1K000+16.5	左岸	高崎町縄瀬	高崎総合支所 地域生活課
61	高崎川	高崎第10樋管	1K000+139.5	右岸	岩満町	維持管理課
62	高崎川	高崎第9樋管	1K200+43.4	左岸	高崎町縄瀬	高崎総合支所 地域生活課
63	高崎川	高崎第11樋管	1K400+69.4	左岸	高崎町縄瀬	高崎総合支所 地域生活課
64	高崎川	高崎第8樋管	1K800+1.2	右岸	岩満町	維持管理課
65	庄内川	乙房第3樋管	1K000+31.0	左岸	菓子野町	維持管理課
66	庄内川	鶉ノ島樋管	1K000+192.1	左岸	菓子野町	維持管理課
67	沖水川	川東第4樋管	0K200+131.5	左岸	下川東4丁目	維持管理課

《 宮崎県の管理区域にある水門等 》

管理者（出先機関）：宮崎県都城土木事務所河川砂防課 23-5859						
河川名	水門の名称	位置	左岸 右岸	所在地	連絡先	
1	有水川	有水樋管	下流端から 100m	左岸	高城町石山	高城総合支所 地域生活課
2	有水川	西久保排水樋管	下流端から 500m	右岸	高城町有水	高城総合支所 地域生活課
3	有水川	永山樋管	下流端から 700m	右岸	高城町有水	高城総合支所 地域生活課
4	高崎川	浮面 6 号排水樋門	荒場橋の下流 300m	左岸	高崎町大牟田	高崎総合支所 地域生活課
5	高崎川	浮面 9 号排水樋門	荒場橋の下流 80m	左岸	高崎町大牟田	高崎総合支所 地域生活課
6	高崎川	6 号排水樋管	高崎橋の下流 440m	右岸	高崎町大牟田	高崎総合支所 地域生活課
7	丸谷川	中霧島 6 号樋門	山田橋の下流 170m	左岸	山田町山田	山田総合支所 地域生活課
8	丸谷川	中霧島 7 号樋門	山田橋の下流 30m	左岸	山田町山田	山田総合支所 地域生活課
9	丸谷川	中霧島 12 号樋門	牧野橋の下流 195m	左岸	山田町山田	山田総合支所 地域生活課
10	丸谷川	中霧島 15 号樋門	牧野橋の上流 10m	右岸	山田町中霧島	山田総合支所 地域生活課
11	丸谷川	中霧島 17 号樋門	牧野橋の上流 170m	右岸	山田町中霧島	山田総合支所 地域生活課
12	丸谷川	中霧島 19 号樋門	池之河原橋の下流 400m	右岸	山田町中霧島	山田総合支所 地域生活課
13	東岳川	高木樋管	下流端から 50m	左岸	高木町	維持管理課
14	庄内川	宮島樋管	下流端から 1,100m	左岸	菓子野町	維持管理課
15	庄内川	菓子野樋管	引土橋の下流 80m	左岸	菓子野町	維持管理課
16	沖水川	沖水川排水樋管	沖水橋の上流 30m	右岸	吉尾町	維持管理課
17	沖水川	下郡元樋管	下郡元橋の下流 110m	左岸	郡元町	維持管理課
18	横市川	横市排水樋管	下流端から 50m	右岸	志比田町	維持管理課
19	横市川	源野樋管	下流端から 150m	右岸	志比田町	維持管理課
20	年見川	処理場樋管	下流端から 170m	左岸	宮丸町	下水道課
21	年見川	平田樋管	宮丸橋の下流 170m	左岸	大王町	維持管理課
22	年見川	年見樋管	宮丸橋の下流 30m	右岸	宮丸町	維持管理課
23	萩原川	甲斐元第 2 樋管	下流端から 400m	右岸	甲斐元町	維持管理課
24	萩原川	木ノ前橋右岸樋管	下流端から 900m	右岸	下長飯町	維持管理課
25	萩原川	下長飯橋上流樋管	下流端から 1,600m	右岸	下長飯町	維持管理課
26	梅北川	中樋通橋右岸樋管	下流端から 350m	右岸	下長飯町	維持管理課

管理者（出先機関）：宮崎県都城土木事務所河川砂防課 23-5859						
河川名	水門の名称	位置	左岸 右岸	所在地	連絡先	
27	梅北川	中樋通樋管	中樋通橋の上流60m	左岸	下長飯町	維持管理課
28	梅北川	樋通樋管	樋通橋の上流2m	右岸	下長飯町	維持管理課
29	梅北川	城下橋下流左岸2号樋管	城下橋の下流10m	左岸	下長飯町	維持管理課
30	梅北川	梅北16号樋管	下流端から4,200m	右岸	梅北町	維持管理課
31	大淀川	大淀川県境1号樋管	川崎橋の上流900m	右岸	今町	維持管理課
32	横市川	和田橋下流左岸樋門	和田橋の下流10m	左岸	横市町	維持管理課
33	梅北川	樋門9	城下橋から上流250m	右岸	梅北町	維持管理課
34	山田川	山田川1号樋門	下流端から420m	左岸	丸谷町	維持管理課
35	山田川	山田川2号樋門	下流端から430m	右岸	山田町山田	山田総合支所 地域生活課
36	山田川	山田川4号樋門	鏡掛橋の下流30m	右岸	山田町山田	山田総合支所 地域生活課
37	山田川	山田川6号樋門	鏡掛橋の上流90m	左岸	山田町山田	山田総合支所 地域生活課
38	山田川	山田川8号樋門	長谷橋の上流40m	左岸	山田町山田	山田総合支所 地域生活課

管理者（担当課）：都城市維持管理課 23-2752						
河川名	水門の名称	位置	左岸 右岸	所在地	連絡先	
43	萩原川	甲斐元第1樋管	下流端から200m	右岸	甲斐元町	維持管理課
44	梅北川	中樋通橋2号樋管	下流端から100m	左岸	大岩田町	維持管理課
45	梅北川	上樋通樋管	下流端から650m	左岸	下長飯町	維持管理課
46	梅北川	下長飯運動場前2号樋管	下流端から700m	右岸	下長飯町	維持管理課

2 排水ポンプ施設

大淀川及び県管理河川にある排水ポンプ施設の位置及び管理部署は、次のとおりである。

《 排水ポンプ施設 》

河川名	施設の名称	樋管名	左岸 右岸	所在地	連絡先
1 大淀川	沼川ポンプ場	宮丸第1樋管	右岸	松元町 宮丸町	下水道課
2 大淀川	姫城川排水機場	西町第1樋管	右岸	西町	国土交通省 維持管理課
3 大淀川	岳下ポンプ場	岳下樋管	左岸	都島町	下水道課
4 萩原川	甲斐元ゲートポンプ場	甲斐元第1樋管	右岸	甲斐元町	維持管理課
5 萩原川	甲斐元ポンプ場	栄源寺樋管	右岸	甲斐元町	下水道課
6 大淀川	移動式排水ポンプ	思案橋樋管		鷹尾1丁目	国土交通省
7 大淀川	移動式排水ポンプ	第2排水樋管		川東	国土交通省
8 大淀川	移動式排水ポンプ	穂満坊樋管		高城町	国土交通省
9 大淀川	都島ポンプ場		左岸	都島町	下水道課

第2節 水門操作員等の配備

1 水門等の監視及び操作

市は、国土交通省や県といった河川管理者から管理委託を受けた水門について、土木部維持管理課の所管として水門の監視及び操作を消防団管理委託者に依頼するものとする。

土木部維持管理課は、河川水位が氾濫注意水位に達したときは、直ちに当該河川にある水門等の操作を依頼している管理委託者に配備を要請するものとする。

水門操作員一覧は、別表3のとおりである。

また、上下水道局下水道課が所管する排水管及び排水ポンプ施設について、都城市地域防災計画災害対策行動マニュアルに従って職員を配置し監視を行うものとする。

2 水門操作員の責務

配備に着いた水門操作員は、河川管理者の示す要領に基づき外水位（河川水位）及び内水位を監視し、外水位が逆流し内水被害が発生するおそれがある場合は、状況を適切に判断し、迅速かつ的確に水門の閉鎖を行うものとする。

また、自身の安全を確保しながら内水位と外水位の差を監視し、状況に応じて水門の開閉操作を的確に行うものとする。

この場合、前述の水門の操作等については、所定の様式に記録することとする。

3 要配慮者施設への連絡

水門操作員は、背後地に、主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者施設」という。）があり、水門の閉鎖に伴う内水の上昇により浸水するおそれがある場合、閉門の操作に先駆けて市の水防本部（災害警戒本部または災害対策本部が設置されている場合は当該本部）に状況を速やかに連絡することとする。

連絡を受けた水防本部は、要配慮者施設の管理者及び市関係課に対して、水門の閉鎖に伴い浸水のおそれが生じた旨の情報を伝達するものとする。

第9章 協力及び応援

1 水防管理団体相互の応援及び相互協定

市長は、水防のため緊急の必要があるときは、宮崎縣市町村防災相互応援協定（平成8年締結）に基づき、近隣の水防管理者に対して、応援を求めるものとする。

また、応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

2 河川管理者の協力

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、市が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 河川に関する情報（国土交通省が管理している河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- (2) 重要水防箇所の手合点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、応急復旧資器材または備蓄資器材の貸与
- (5) 人材が不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報または資料を収集し、及び提供するための職員の派遣
- (6) 水防活動の記録及び広報

3 警察との連携

水防管理者は、市域を管轄する警察署との連携を密にし、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求め、風水害を警戒、応急工作等を行うとともに、被害の軽減に努める。その方法等については、あらかじめ警察署長と協議しておくものとする。

4 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。

派遣要請の要求に当たっては、次の事項を明らかにするものとする。

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

- ① 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ 派遣部隊が展開できる場所
- ⑤ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

5 国、県及び宮崎地方気象台等との連携

(1) 水防連絡会

市は、県や国土交通省宮崎河川国道事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水等の予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川情報について情報収集を行う。

(2) ホットライン

市は、河川の水位状況については、国土交通省宮崎河川国道事務所及び県土整備部都城土木事務所とのホットラインにより、また気象状況については宮崎地方気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

6 住民、自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織、自治公民館等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

別表 1

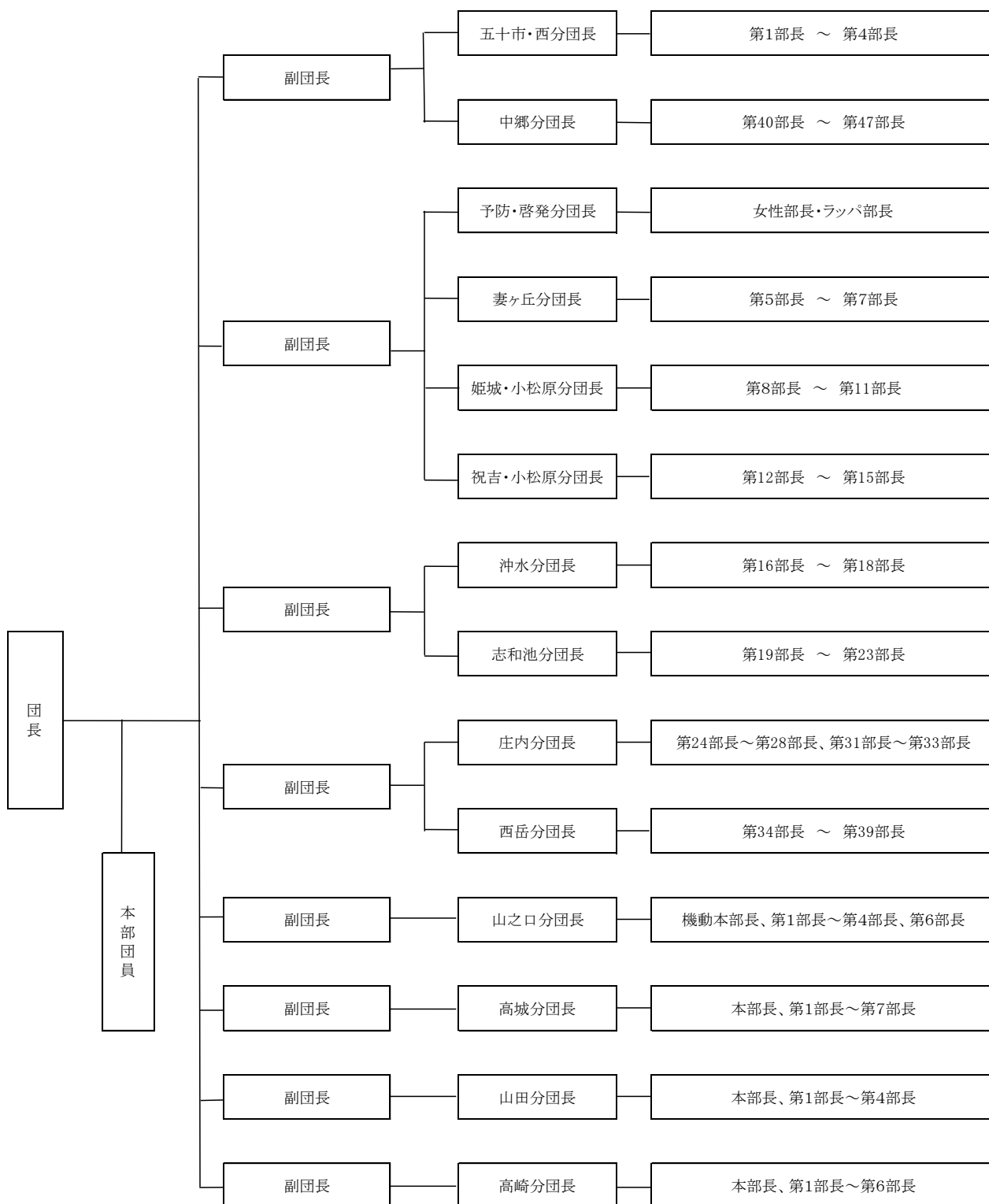
水防倉庫・資器材備蓄状況一覧表

(令和2年4月現在)

No.	水防倉庫名	所在地	河川名	水防用資材								水防用器材										その他											
				丸太板	杉板	土囊袋	ポンプ	ロープ	25kg袋	網	トリアングル	詰め土	スコップ	ツルハシ	綱	揚子	揚子	揚子	揚子	揚子	揚子		揚子	揚子	揚子	揚子	揚子	揚子	揚子	揚子			
1	姫城水防倉庫	早鈴町1407	大淀川	100	本	4,500	枚	7	8	125	kg	4	92	丁	33	28	9	50	個	個	個	丁	9	25	12	3	12	20	丁	丁	丁	個	大型土囊 30
2	横市水防倉庫	横市町81-1	横市川	130		1,000	枚	4	1	50	kg	2	20	丁	2	9	2	16				4	4	2		5	14				1	大型土囊 20	
3	庄内水防倉庫	庄内町12660-2	庄内川	160		300	枚	13	2	125	kg	2	10	丁	10	5	2					3	3	5	1	5	17					角スコ 3 懐中電灯 5 大型土囊 20	
4	沖水水防倉庫	大郎坊町1840-1	大淀川	120		500	枚	2	3	125	kg	2	24	丁	24	14	4	9	15			4	4									角スコ 7 大型土囊 20	
5	志和池水防倉庫	上水清町1533-1	大淀川	120		400	枚	4		150	kg	2	18	丁	9	7	4							8	5	2	7	2				ボート1 大型土囊 20	
6	高崎水防倉庫	高崎町縄瀬	大高川	98		35 2,000	枚	10	10	50	kg		15	丁	3	3										4	5	5				救命胴衣10	
7	高城水防倉庫	高城町石山	大東川	100		2,000	枚	10	3	5	kg		15	丁	1	4	2						2	3	4	2	2						
8	山田水防倉庫	山田町山田3881	丸谷川			2,800	枚	5	3		kg		10	丁	10	3						3	5	1	3	1	20	3	10			懐中電灯10	
9	山之口水防倉庫	山之口町花木	吉野川	40		1,000	枚			25	kg		2	丁		2	3																
計				868	35	14,500	0	55	30	655	12	0	206	15	82	73	25	78	15	4	25	43	30	19	22	39	63	11	1				

別表2

都城市消防団連絡系統



別表3

水門操作員一覧表

【国土交通省の管理区域にある水門】

河川名	樋管の名称		水門操作員	管轄
大淀川	1 樋渡樋管 2 縄瀬排水樋管	4 高崎樋管	個人委託	高崎分団第2部
大淀川	67 蔵元第2樋管	68 蔵元第1樋管	自動	
高崎川	57 高崎第5樋管 58 高崎第6樋管 60 高崎第9樋管	62 高崎第11樋管	自動	
高崎川	55 高崎第3樋管 63 高崎第8樋管	56 高崎第4樋管	自動	
	59 高崎第10樋管		個人委託	志和池分団第22部
大淀川	3 香禅寺樋管 5 香禅寺第2樋管 6 新地樋管	7 萩原樋管 10 穂満坊排水樋管	個人委託	高城分団第5部
大淀川	12 高城樋管		個人委託	高城分団第4部
大淀川	8 下水流排水樋管 9 下水流樋管	11 下水流第1樋管 13 平原樋管	個人委託	志和池分団第21部
大淀川	14 志和池排水樋管		個人委託	志和池分団第20部
大淀川	16 志和池樋管 17 森田排水樋管	21 野々美谷樋管 25 十万寺排水樋管	個人委託	志和池分団第19部
大淀川	15 池島樋管		個人委託	沖水分団第18部
大淀川	18 太郎坊第2樋管	19 太郎坊第1樋管	個人委託	沖水分団第17部
大淀川	20 広瀬樋管 22 下金田第2樋管	24 金田排水樋管 23 下金田樋管	個人委託	沖水分団第16部
庄内川	65 鵜之島樋管	64 乙房第3樋管	個人委託	庄内分団第33部
大淀川	26 内場樋管 27 乙房第2樋管	29 今平樋管 30 木ノ下樋管	個人委託	庄内分団第24部
大淀川	28 乙房樋管		個人委託	庄内分団第25部
大淀川	33 川東第3樋管	34 川東第2樋管	個人委託	祝吉・小松原分団 第14部
沖水川	66 川東第4樋管			
大淀川	32 大根田樋管 35 徳益排水樋管 37 古川排水樋管	39 志比田第2樋管 41 志比田第1樋管	個人委託	姫城・小松原分団 第11部

河川名	樋管の名称	水門操作員	管轄
大淀川	36 川東第1排水樋管 38 大王樋管	個人委託	祝吉・小松原分団 第12部
大淀川	44 宮丸第2樋管	個人委託	姫城・小松原分団 第10部
大淀川	46 宮丸第1樋管 52 岳下樋管	下水道課	
大淀川	48 西町第2樋管	個人委託	姫城・小松原分団 第9部
大淀川	49 西町第3樋管	個人委託	ヤマエ食品工業
大淀川	42 思案橋排水樋管 50 岳下第2樋管 45 岳下第5排水樋管 47 岳下第4排水樋管	個人委託	五十市・西分団 第3部
大淀川	53 大岩田第2排水樋管	個人委託	五十市・西分団 第2部
大淀川	51 西町第1樋管（姫城川排水機場）	維持管理課	
大淀川	31 都城浄化センター排水樋管 40 志比田排水樋管 54 大岩田排水樋管 43 鷹尾排水樋管	下水道課	

【宮崎県の管理区域にある水門】

河川名	樋管の名称	水門操作員	管轄
有水川	1 有水樋管	個人委託	高城分団第5部
有水川	2 西久保排水樋管 3 永山樋管	個人委託	高城分団第6部
高崎川	4 浮面6号排水樋門 5 浮面9号排水樋門	個人委託	高崎分団本部
高崎川	6 6号排水樋管	個人委託	高崎分団第1部
丸谷川	7 中霧島6号樋門 12 中霧島19号樋門 8 中霧島7号樋門	個人委託	山田分団第3部
丸谷川	9 中霧島12号樋門 11 中霧島17号樋門 10 中霧島15号樋門	個人委託	山田分団本部
東岳川	13 高木樋管	個人委託	沖水分団第18部
庄内川	14 宮島樋管	個人委託	庄内分団第33部
庄内川	15 菓子野樋管	個人委託	庄内分団第31部
沖水川	16 郡元3号樋管	下水道課	
沖水川	18 旭1号樋管	個人委託	祝吉・小松原分団 第14部

河川名	樋管の名称		水門操作員	管轄
沖水川	17 沖水川排水樋管	19 下郡元樋管	個人委託	姫城・小松原分団 第15部
横市川	20 横市排水樋管	21 源野樋管	個人委託	姫城・小松原分団 第11部
横市川	40 和田橋下流左岸門		個人委託	五十市・西分団 第4部
年見川	22 処理場樋管		下水道課	
年見川	23 平田樋管		個人委託	姫城・小松原分団 第10部
年見川	24 年見樋管		個人委託	姫城・小松原分団 第13部
萩原川	25 甲斐元第2樋管		個人委託	姫城・小松原分団 第9部
萩原川	27 木之前橋右岸樋管 29 下長飯上流樋管 30 中樋通橋右岸樋管	37 中樋通2号樋管 38 上樋通樋管 39 下長飯運動場前2号	個人委託	姫城・小松原分団 第8部
萩原川	28 甲斐元樋管		下水道課	
萩原川	36 甲斐元第1樋管		維持管理課	
梅北川	31 中樋通樋管	32 樋通樋管	個人委託	姫城・小松原分団 第8部
梅北川	33 城下橋下流左岸樋管 41 樋門9	34 梅北16号樋管	個人委託	中郷分団第41部
大淀川	35 大淀川県境1号樋管		個人委託	五十市・西分団 第1部
山田川	42 山田川1号樋門		個人委託	志和池分団第23部
山田川	43 山田川2号樋門	44 山田川4号樋門	個人委託	山田分団本部
山田川	45 山田川6号樋門	46 山田川8号樋門	個人委託	山田分団第2部

第10章 水防訓練等

第1節 水防訓練

市は、毎年、出水期前（5月または6月）に水防訓練を実施するものとする。

水防訓練は、水防団及び水防に関わる関係機関によって実施するものであるが、防災訓練の一部として他の防災関係機関や住民の参加によって総合的に実施できるものとする。

水防訓練で取り組むべき事項は次のとおりである。

- ① 通信連絡
- ② 資器材の輸送
- ③ 水防工法
- ④ 水門等操作
- ⑤ 避難誘導

第2節 費用負担と公用負担

1 費用負担

市が管轄区域の水防に要する費用は、市が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のため要する費用の額及び負担の方法は、両者の協議によって定めるものとする。

また、市の水防によって、市以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要した費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。ただし、その費用の額及び負担方法は、両者の協議によって定めるものとする。

2 公用負担

(1) 公用負担権限

水防のために必要があるときは、水防管理者、水防団長または消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木その他資材の使用
- ③ 土地、土石、竹木その他資材の活用
- ④ 車両その他の運搬具または器具の使用
- ⑤ 工作物その他障害物の処分

(2) 公用負担の権限の証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長または消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書、その他これらの者の命を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要がある場合においてはこれらを呈示しなければならない。

<p>公用負担命令権限証明書</p> <p>水防団（消防団）長 氏名</p> <p>上記の者は、〇〇区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>水防管理者：都城市長</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>	<p>6cm</p>
<p>9 cm</p>	

(3) 公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成しその1通を目的物所有者、管理者またはこれに準ずべき者に手渡さなければならない。

公負第		号
公 用 負 担 証		
目的物	種類	
負担内容	使用	収用 処分等
令和	年	月 日
水防管理者：都城市長		㊟
事務取扱者：		㊟
様		
20 cm		
14cm		

(4) 損失補償

上記の権限行使によって損失を受けた者に対しては、市は、時価によりその損失を補償するものとする。

第3節 水防報告等

1 水防記録

市長は、水防活動が終結したときは遅滞なく次の事項を取りまとめて、様式第2号により土木事務所長に報告するものとする。

- ① 天候の状況並びに警戒中の水位観測所
- ② 警戒出動及び解散命令の時刻
- ③ 水防団員または消防機関に属する者の出動時期及び人員

- ④ 水防作業の状況
- ⑤ 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑥ 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- ⑦ 水防法第28条による収用または使用器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ⑧ 障害物を処分した数量及びその事由並びに除去の場所
- ⑨ 土地を一時所有したときはその箇所及び所有者の住所氏名とその事由
- ⑩ 応援の状況
- ⑪ 居住者出動の状況
- ⑫ 警察の援助状況
- ⑬ 現場指揮者の指名
- ⑭ 立ち退きの状況及びそれを示した事由
- ⑮ 水防関係者の死傷
- ⑯ 功労者及び功績
- ⑰ 事後の水防に考慮する必要がある点その他水防管理者の所見
- ⑱ 堤防その他の施設にして緊急工事を要するものが生じたときはその場所及びその損傷状況
- ⑲ その他必要な事項

2 水防報告

市長は、水防活動が終結したときは、その状況を様式第3号により、水防活動実施後3日以内に土木事務所長を経由して県水防本部長に報告することとする。

※水防実施状況報告書記載上の注意

【様式第1号】

- ① 土木事務所長は各水防管理団体から提出された様式第2号を集計して様式第1号を作成すること。
- ② 様式第1号に様式第2号を附して県水防本部長あてに2部提出すること。
 - ア) 出水の概況：出水時の模様を具体的に記入すること。
 - イ) 水防実施箇所：箇所数のみを記載すること。
 - ウ) 水防開始の日時及び終結日時：管下水防管理団体中出動の最も早かったものと最終解散のものについて記載すること。
 - エ) 作業の概要：工法の種類と工法ごとの箇所数及び延長を記入すること。

【様式第2号】

- ① 各水防管理団体及び土木事務所で水防を行った箇所ごとに作成すること。
- ② 水防管理団体は、土木事務所長に箇所ごとの報告書を集計をつけて3部提出すること。
- ③ 集計表は本様式を利用し、水防実施箇所の欄には、箇所数のみを記入すること。
- ④ 一般及びため池関係者は各別とすること。

様式第1号
年月日
土木事務所長

宮崎県水防本部長様

事務所名	出水の状況	水防実施箇所	防災実施の日時及び終結の日時	出動	人員	水防作業の概要
				水防団員	人	
				消防団員	人	
				県消防要員	人	
				その他	人	
				合計	人	
水防の効果	効果	被害	所要経費概要	使用資材及び	経費	備考
堤防	m	m	円	数量	数量	
田	町	町	円	数量	数量	
畑	町	町		数量	数量	
家屋	戸	戸		数量	数量	
鉄道	m	m		数量	数量	
道路	m	m		数量	数量	

(注) イ 土木事務所は、各水防管理団体から提出された2号報告書を集計して様式1号を作成し、それぞれ2部添えて水防本部長(河川課経由)に提出すること。

(土木事務所経由)
宮崎県水防本部長様

様式第2号
年 月 日
水防管理者

管理団体名	指定非指定の別										報告年月日	年	月	日				
台風名又は豪雨名	水防実施の 当時の天候																	
水防実施箇所	川					岸					管理団体	県支出分	合計					
	地点					メートル								円	円	円		
期 日											活 動 費	使用 資材	主要資材					
													その他資材					
出 動 人 員 数	水 防 要 員 人	消 防 要 員 人	そ の 他 人	計 人	機 械 等 損 料					()	()	()						
					食 糧 費													
水防作業の概要 及び工法											出 動 手 当 等							
											そ の 他							
水防の 効果 被 害	効 果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	資 材 名	数量	経費	数量	経費	数量	経費			
		m	町	町	戸	m	m	人										
	被 害	m	町	町	戸	m	m	人	主 要 資 料									
		堤防又は護岸天端から下方へ メートル						時刻										
洪水の増減の状況											そ の 他 資 材					()	()	()
											水防法第28条公用 負担下命の状況	使用物件 の 種 類	員 数	補 償 金 額				
他の地域団体よ りの応援状況																		
居住者の出動状況											立退きの状況及び それを指示した理由							
警察援助状況											水防功労者の氏名、 年令所属及びその 功績概要							
水防活動者の 交 付 状 況											堤防その他施設の 有無及び緊急工事 を要するものが生 じたときはその場 所及び損傷状況							
現場指導者の氏名											水防活動に関する 自己批判							
水防関係者の死傷											備 考							

- (注) 1 各水防管理団体で水防を行った箇所ごとに作成すること。
 2 各水防管理団体は、所管内土木事務所に箇所ごとに報告書を3部提出すること。
 3 機械等損料は、水防活動のために賃借した自動車、建設機械等の賃借料を記入し、上段()書には水防資材の運搬に使用した機械の賃借料を内書きで記入すること。
 4 「主要資材」は、依、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石とし、「その他資材」は、主要資材以外の使用額を記入し、上段()には、土、砂、砂利の使用額を内書きで記入すること。

様式第3号
における水防活動
(宮崎県都城市消防団・ 年 月 日～ 日)

○概要

活動時間	出動延人数	主な活動内容
	名	

水防活動または
被害状況写真

・場所
・内容

水防活動または
被害状況写真

・場所
・内容

水防活動または
被害状況写真

・場所
・内容

水防活動または
被害状況写真

・場所
・内容



第 1 1 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難 の確保及び浸水の防止のための措置

第 1 節 洪水ハザードマップ

市は、洪水浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布する。

また、洪水ハザードマップに記載した事項を、市のホームページに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態にする。

この洪水ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

第 2 節 予想される水災の危険の周知等

市は、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努める。

また、把握した水害リスク情報は、浸水実績等を地図上に示した図面の配布等により公表し、住民に周知するよう努める。

第 3 節 要配慮者利用施設の利用者の避難のための 措置に関する計画の作成等

水防法第 15 条第 1 項の規定により地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。

さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

第 4 節 浸水被害軽減地区

浸水被害軽減地区は、水防管理者が浸水の拡大を抑制する効用が認められるものを指定した地区である。

水防管理者が浸水被害軽減地区を指定した場合は、速やかに本計画に記載する。

資 料

資料 1 都城市水防本部規則(平成 18 年規則第 245 号)

資料 2 水防工法

資料 3 水防法第 15 条第 1 項第 4 号口に規定する施設(要配慮者利用施設)一覽

資料 1

都城市水防本部規則

平成 18 年規則第 245 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、水災に関する情報連絡及び防御活動を迅速かつ的確に行うため、市が設置する都城市水防本部(以下「本部」という。)の設置及び組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置及び廃止)

第 2 条 本部は、宮崎地方気象台から警報の一以上が発表され、特に情報連絡及び防御活動が必要となったときに、市長が設置する。

2 本部は、都城市災害対策本部が設置されたときまたは災害のおそれなくなったときに、市長が廃止する。

(本部組織)

第 3 条 本部に本部長、副本部長並びに別表第 1 に掲げる部及び班を置く。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長(総括担当)、副市長(事業担当)及び教育長をもって充てる。

4 部に部長及び副部長を、班に班長、副班長及び班員を置き、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、班員は、市職員のうちから市長があらかじめ指名した者をもって充てる。

(職務)

第 4 条 本部長は、本部を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があったときは、本部長の職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代行する。

5 班長は、部長の命を受け、班の事務を処理する。

6 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代行する。

7 班員は、班の事務を処理する。

(室、部及び班の事務)

第 5 条 部及び班の事務は、別表第 2 のとおりとする。ただし、必要な場合は、都城市災害対策本部規則(平成 18 年規則第 243 号)別表第 2 に定める事務分掌を準用する。

(本部会議)

第 6 条 本部に本部会議を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び部長をもって構成し、災害予防、災害応急対策その他災害対策に関する重要事項について協議する。

3 本部会議は、必要の都度本部長が招集する。

4 本部長は、会議の議長となる。

(事務の優先)

第 7 条 災害予防及び災害応急対策に関する事務は、他のすべての事務に優先して行うものとする。

(補則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 6 月 30 日規則第 304 号)

この規則は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 4 月 1 日規則第 33 号)

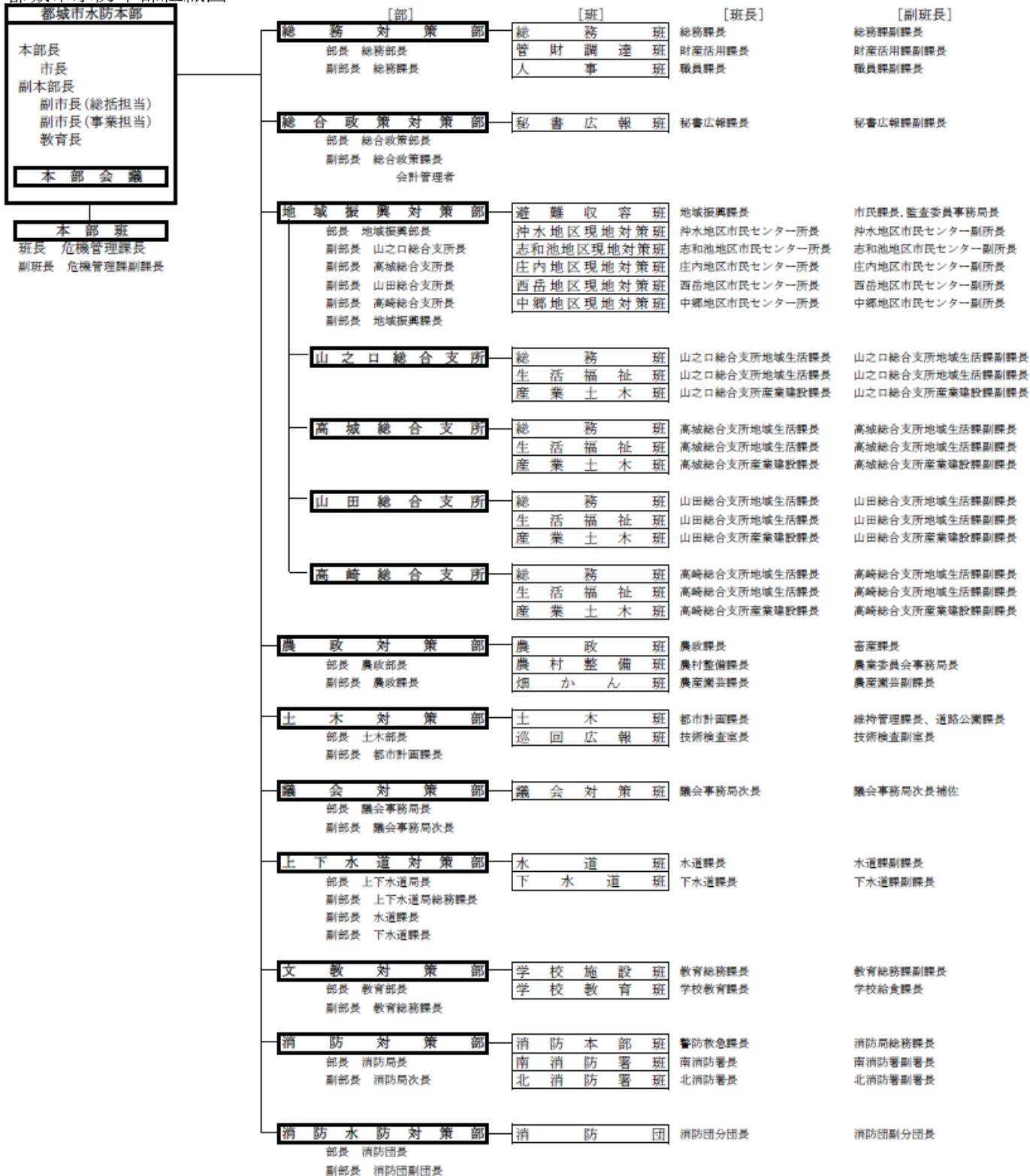
この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 4 月 1 日規則第 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1(第3条関係)

都城市水防本部組織図



別表第2(第5条関係)

都城市水防本部事務分掌表

部名	部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌
本部	本部長 市長 副本部長 副市長 (総括担当) 副市長 (事業担当) 教育長	本部班	危機管理課長 (危機管理課副課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 警報等の伝達に関する事。 2 雨量、水位等の情報収集に関する事。 3 被害状況の収集及び公表に関する事。 4 関係機関との情報連絡に関する事。 5 水防本部配備要員の招集、水防事務の総括、立案、関係機関への報告等に関する事。 6 公用負担に関する事。 7 本部会議に関する事。 8 避難情報等の発令及び伝達に関する事。 9 気象情報等の把握及び伝達に関する事。 10 災害記録の編集及び保存に関する事。 11 消防水防対策部との連絡調整に関する事。
総合政策対策部	総合政策部長 (総合政策課長)	秘書広報班	秘書広報課長 (秘書広報課副課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害広報に関する事。 2 本部長、副本部長の秘書に関する事。
総務対策部	総務部長 (総務課長)	総務班	総務課長 (総務課副課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部の庶務に関する事。 2 本部班の応援に関する事。
		管財調達班	財産活用課長 (財産活用課副課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 車両の確保及び配車、輸送に関する事。 2 非常電源の確保に関する事。 3 災害用電話の確保及び臨時電話の設置に関する事。
		人事班	職員課長 (職員課副課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防本部配備要員の給食に関する事。
地域振興対策部	地域振興部長 (地域振興課長)	避難収容班	地域振興課長 (市民課長、 監査委員事務局長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設及び管理運営に関する事。
		沖水 志和池 庄内 西岳 中郷 地区 現地 対策班	沖水地区市民センター所長 (沖水地区市民センター副所長) 志和池地区市民センター所長 (志和池地区市民センター副所長) 庄内地区市民センター所長 (庄内地区市民センター副所長) 西岳地区市民センター所長 (西岳地区市民センター副所長) 中郷地区市民センター所長 (中郷地区市民センター副所長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管区域の災害関係情報の収集及び報告に関する事。
	(山之口総合市所長)	総務班	山之口総合支所 地域生活課長 (山之口総合支所 地域生活課副課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管区域の災害情報の収集及び報告に関する事。 2 避難情報等の発令に伴う所管区内住民に対する広報及び避難誘導に関する事。 3 本部との通信の確保に関する事。 4 警報等の伝達に関する事。 5 水位等の情報収集に関する事。 6 水防本部配備要員の招集に関する事。

部名	部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌
		生活福祉班	山之口総合支所 地域生活課長 (山之口総合支所 地域生活課副課長)	1 避難所の開設及び管理運営に関する事。
		産業土木班	山之口総合支所 産業建設課長 (山之口総合支所 産業建設課副課長)	1 所管区域の河川、水門等の巡視に関する事。 2 水防作業の現地指導に関する事。 3 操作員の出勤に関する事。 4 河川、道路等の被害の調査に関する事。 5 所管水防資機材等の整備、確保に関する事。
	(高城総合支所長)	総務班	高城総合支所 地域生活課長 (高城総合支所 地域生活課副課長)	1 所管区域の災害情報の収集及び報告に関する事。 2 避難情報等の発令に伴う所管区内住民に対する広報及び避難誘導に関する事。 3 本部との通信の確保に関する事。 4 警報等の伝達に関する事。 5 水位等の情報収集に関する事。 6 水防本部配備要員の招集に関する事。
		生活福祉班	高城総合支所 地域生活課長 (高城総合支所 地域生活課副課長)	1 避難所の開設及び管理運営に関する事。
		産業土木班	高城総合支所 産業建設課長 (高城総合支所 産業建設課副課長)	1 所管区域の河川、水門等の巡視に関する事。 2 水防作業の現地指導に関する事。 3 操作員の出勤に関する事。 4 河川、道路等の被害の調査に関する事。 5 所管水防資機材等の整備、確保に関する事。
		総務班	山田総合支所 地域生活課長 (山田総合支所 地域生活課副課長)	1 所管区域の災害情報の収集及び報告に関する事。 2 避難情報等の発令に伴う所管区内住民に対する広報及び避難誘導に関する事。 3 本部との通信の確保に関する事。 4 警報等の伝達に関する事。 5 水位等の情報収集に関する事。 6 水防本部配備要員の招集に関する事。
	(山田総合支所長)	生活福祉班	山田総合支所 地域生活課長 (山田総合支所 地域生活課副課長)	1 避難所の開設及び管理運営に関する事。
		産業土木班	山田総合支所 産業建設課長 (山田総合支所 産業建設課副課長)	1 所管区域の河川、水門等の巡視に関する事。 2 水防作業の現地指導に関する事。 3 操作員の出勤に関する事。 4 河川、道路等の被害の調査に関する事。 5 所管水防資機材等の整備、確保に関する事。

部名	部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌
	(高崎総合支所長)	総務班	高崎総合支所 地域生活課長 (高崎総合支所 地域生活課副課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管区域の災害情報の収集及び報告に関すること。 2 避難情報等の発令に伴う所管区内住民に対する広報及び避難誘導に関すること。 3 本部との通信の確保に関すること。 4 警報等の伝達に関すること。 5 水位等の情報収集に関すること。 6 水防本部配備要員の招集に関すること。 7 所管区域の河川、水門等の巡視に関すること。 8 水防作業の現地指導に関すること。 9 操作員の出勤に関すること。 10 所管水防倉庫に係る資機材等の整備、確保に関すること。
		生活福祉班	高崎総合支所 地域生活課長 (高崎総合支所 地域生活課副課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設及び管理運営に関すること。
		産業土木班	高崎総合支所 産業建設課長 (高崎総合支所 産業建設課副課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管区域の河川、水門等の巡視に関すること。 2 水防作業の現地指導に関すること。 3 操作員の出勤に関すること。 4 河川、道路等の被害の調査に関すること。 5 所管水防資機材等の整備、確保に関すること。
農政対策部	農政部長 (農政課長)	農政班	農政課長 (農産園芸課長、畜産課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 耕地の巡視に関すること。 2 耕地浸水の水位の記録に関すること。 3 農産物、家畜の被害調査に関すること。 4 耕地に対する水防作業の現地指導に関すること。
		農村整備班	農村整備課長 (農業委員会事務局長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地、農業用施設の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。
		畑かん班	農産園芸課長(農産園芸課副課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 木之川内ダムの増水による放水時の周辺住民及び関係機関への広報、情報提供及び安全確保に関すること。 2 木之川内ダムの被害調査及び応急対策、復旧に関すること。 3 畑地灌がい用水管の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。
土木対策部	土木部長 (都市計画課長)	土木班	都市計画課長 (維持管理課長) (道路公園課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川、道路等の被害の調査及び復旧に関すること。 2 水門及び樋門の巡視並びに操作員の出勤に関すること。 3 水防資機材の整備、搬出及び受払に関すること。 4 水防無線テレメーターに関すること。
		巡回広報班	技術検査室長	<ol style="list-style-type: none"> 1 浸水が発生し、またはその可能性が高い地域を巡回し、状況情報を収集し、整理すること。 2 避難勧告等の広報車による広報に関すること。
議会対策部	議会事務局長 (議会事務局次長)	議会対策班	議会事務局次長 (議会事務局次長補佐)	<ol style="list-style-type: none"> 1 議会関係者に対する連絡調整に関すること。

部名	部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌
上下水道対策部	上下水道局長 (上下水道局総務課長) (水道課長) (下水道課長)	水道班	水道課長 (水道課副課長)	1 給水設備の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること。 2 給水に関すること。
		下水道班	下水道課長 (下水道課副課長)	1 下水道施設の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること。
文教対策部	教育部長 (教育総務課長)	学校施設班	教育総務課長 (教育総務課副課長)	1 学校施設等の被害調査に関すること。
		学校教育班	学校教育課長 (学校給食課長)	1 通学路の被害調査に関すること。
消防対策部	消防局長 (消防局次長)	消防本部班	警防救急課長 (消防局総務課長)	1 局員の動員及び配置に関すること。 2 消防部隊の運用に関すること。 3 救出に関すること。
		南消防署班	南消防署長 (南消防署副署長)	4 傷病者の緊急輸送に関すること。 5 行方不明者の捜索に関すること。
		北消防署班	北消防署長 (北消防署副署長)	6 災害気象通信業務に関すること。 7 災害の情報収集、報告に関すること。
消防水防対策部	消防団長 (消防団副団長)	消防団	消防団分団長 (消防団副分団長)	1 団員の動員及び配置に関すること。 2 消防団の統制、相互応援に関すること。 3 河川の警戒、巡視に関すること。 4 水防作業に関すること。 5 避難及び救出に関すること。 6 行方不明者の捜索に関すること。 7 水防器材の整備、確保に関すること。

備考：部長担当職の欄の括弧書は副部長を、班長担当職の括弧書は副班長を表記したものである。

資料 2

水防工法

1 水防工法の分類

水防工法には種々なものがあるが、その目的と資材人員等に応じて最も適切なものを選ばなければならぬ。河川堤防の主な決壊原因は、次に示す3種類である。

- ① 河川から水があふれる場合：堤防から水があふれでて、堤防の居住地側斜面から崩壊していく。
- ② 浸透（漏水）による場合：河川の水位が高い場合、水圧により居住地側堤防斜面やその先に河水が湧水して堤防が決壊していく。
- ③ 洗掘による場合：河川の流勢や波浪により河川側堤防斜面が洗掘されて決壊していく。

以上の場合に、古くから行われてきた水防工法及び最近研究開発されている工法を分類すると次表のとおりである。

《 水防工法一覧表 》

原因	工 法	工 法 の 概 要	利用箇所、河川	主に使用する資材
				現 在
河川から水が溢れる	積み土のう工	堤防上端に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート 鉄筋棒
	せき板工	堤防上端にくいを打ちせき板をたてる	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板
	蛇かご積み工	堤防上端に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、 防水シート
	水マット工 (連結水のう工)	堤防上端にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板等 入手困難)	既製水のう、ポンプ、 鉄パイプ
	裏むしろ張り工	居住地側堤防斜面をむしろで被覆する	あまり高くない堤防の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵
	裏シート張り工	居住地側堤防斜面を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の 入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、 軽量鉄パイプ、土のう

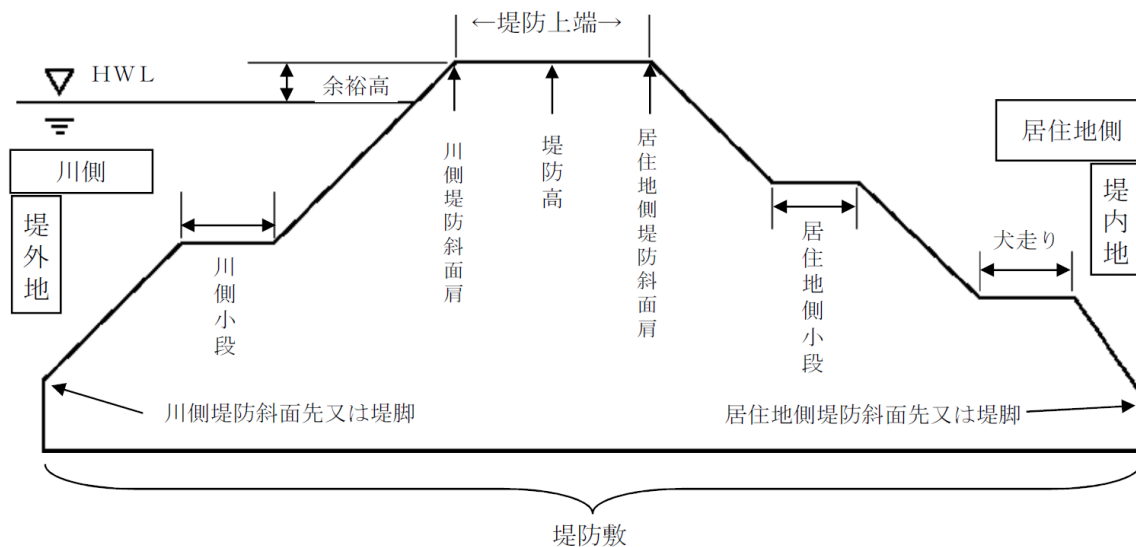
原因	工 法	工 法 の 概 要	利用箇所、河川	主に使用する資材	
				現 在	
漏 水	堤防居住地側対策	釜段工 (釜築き、釜止め)	居住地側小段、居住地側堤防斜面先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニール、パイプ
		水マット式釜段工	居住地側小段、居住地側堤防斜面先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のうポンプ 鉄パイプ
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	居住地側小段、居住地側堤防斜面先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、 鉄パイプぐい
		月の輪工	居住地側堤防斜面部によりかかり半円形に積み土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、 パイプ、鉄筋棒
		水マット月の輪工	居住地側小段、居住地側堤防斜面先にかかるとようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、くい、 土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	居住地側小段、居住地側堤防斜面先平地に底抜きたるまたはおけを置く	一般河川	たる、防水シート、 土のう
		導水むしろ張り工	居住地側堤防斜面、犬走りにむしろ等を敷きならべる	一般河川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹
	堤防川側対策	詰め土のう工	川側堤防斜面の漏水口に土のう等を詰める	一般河川 (構造物のあるところ、水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	堤防川側の漏水面にむしろを張る	一般河川 (水深の浅い所)	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	堤防川側の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川 (漏水面の広い所)	むしろ、なわ、くい、 ロープ、竹、土のう
		シート張り工	堤防川側の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川 (むしろが入手困難)	防水シート、鉄パイプ、 くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	堤防川側の漏水面にたたみを張る	一般河川 (水深の浅い所)	土俵の代わりに土のう
	洗 掘	むしろ張り工 継ぎむしろ張り工 シート張り工 たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
		木流し工 (竹流し工)	樹木(竹)に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、 鉄線、くい
立てかご工		川側堤防斜面に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、 くい、鉄線	
捨て土のう工 捨て石工		川側堤防斜面崩壊箇所に土のうまたは大きい石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック	
竹網流し工		竹を格子形に結束し土のうをつけて、斜面を被覆する	急流河川	竹、くい、ロープ、 土のう	

原因	工 法	工 法 の 概 要	利用箇所、河川	主に使用する資材	
				現 在	
決壊	わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚等の合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご	
	築きまわし工	堤防の川側が決壊したとき、断面の不足を居住地側堤防斜面で補うため杭を打ち中詰め土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ	
	びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り斜面を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう	
き裂	堤防上端	折り返し工	堤防上端のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	堤防上端～居住地側斜面	控え取り工	き裂が堤防上端から居住地側堤防斜面にかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が堤防上端から居住地側堤防斜面にかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張りき裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、土のう
居住地側堤防斜面崩壊	き裂	五徳縫い工	居住地側堤防斜面のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
		五徳縫い工(くい打ち)	居住地側堤防斜面のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
		竹さし工	居住地側堤防斜面のき裂が浅いとき、斜面がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		力ぐい打ち工	堤防居住地側先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	居住地側堤防斜面にひし形状にくいを打ち、竹または鉄線で縫う	砂質堤防	い、竹、鉄線、土のう
	崩壊	立てかご工	居住地側堤防斜面に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち積み土のう工	居住地側堤防斜面にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	居住地側堤防斜面に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	居住地側堤防斜面にくいを数れを連結して中詰めに土のう列打ちこを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	居住地側堤防斜面にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう

原因	工 法	工 法 の 概 要	利用箇所、河川	主に使用する資材
				現 在
その他	流下物除去作業	橋のピア等に堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口
	水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車

「実務者のための水防技術ハンドブック」より：一部修正

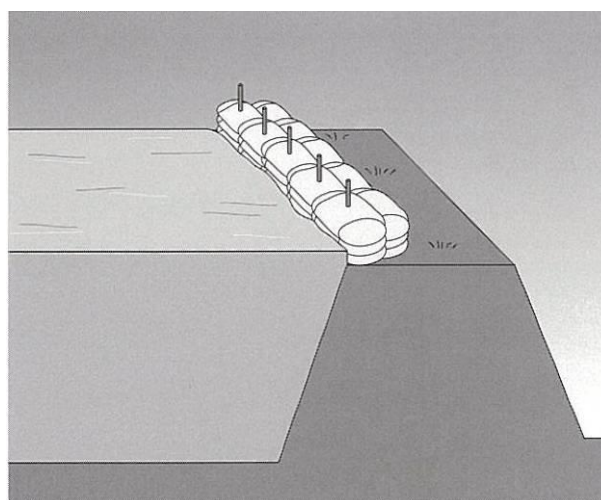
2 堤防各部の名称



3 代表的な水防工法

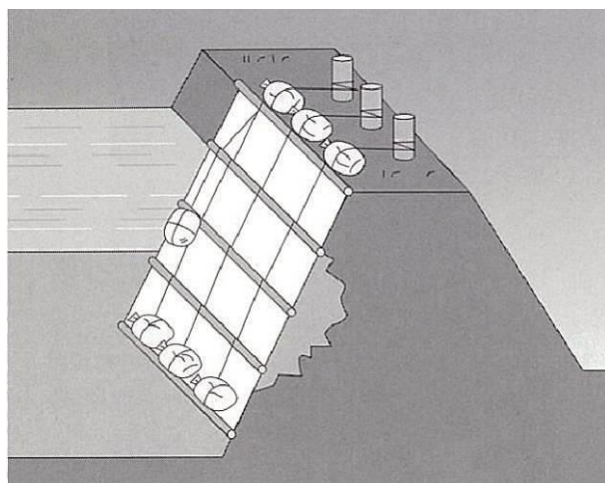
① 積み土のう工

堤防が欠けることを考慮して、堤防上端の川側斜面肩から 0.5～1.0m くらい引き下げて所要の高さに土のうを積み上げる。1 段積みは、長手または小口積みとし、2 段積みは下段を長手方向 2 列に並べ、その上に小口 1 段並べとするか、長手並べにする。3 段積みは、前面長手 3 段積みにも継ぎを避けて積み、裏手に控えとして、小口 2 段積みとし、木杭または竹等を串刺しとする。また、土のうの継ぎ目には土をつめて、十分に踏み固める。



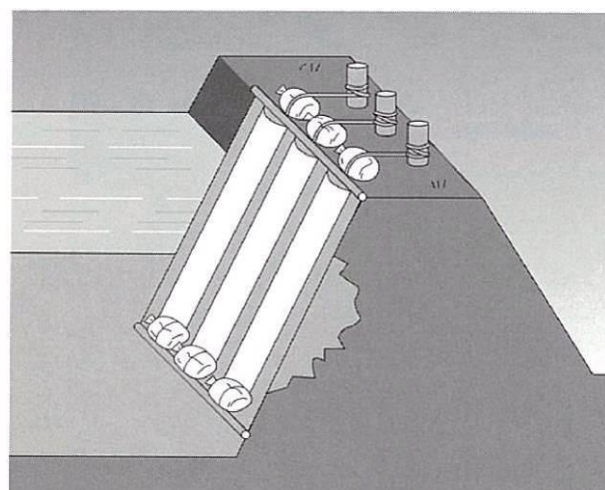
② 表蓆張り工（防水シート使用）

表蓆張り工（防水シート使用）は、堤防斜面が欠け込んだ場合や、数か所より浸透し、吸い込み口が判然としない場合に行うもので、力竹をシートでくるみ、重し土のうを数個結束し、留め杭につなぐものである。



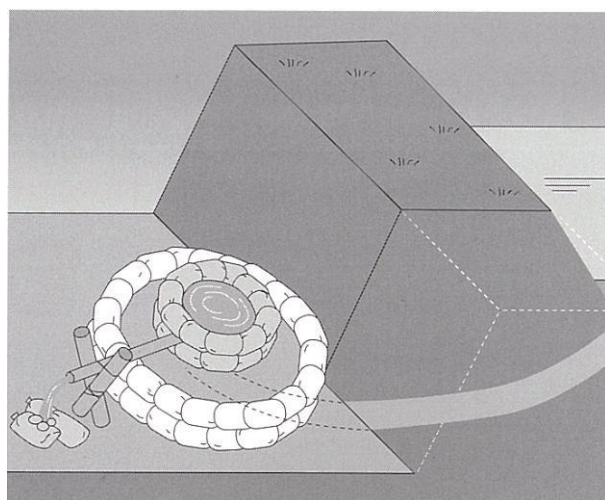
③ 表蓆張り工（水防マット使用）

表蓆張り工で水防マットを使用する場合は、防水シート使用時と同様で、既製のマット（パイプ通し、ハトメ、縦重し土のう固定ひも付き）を留め杭につなぐものである。



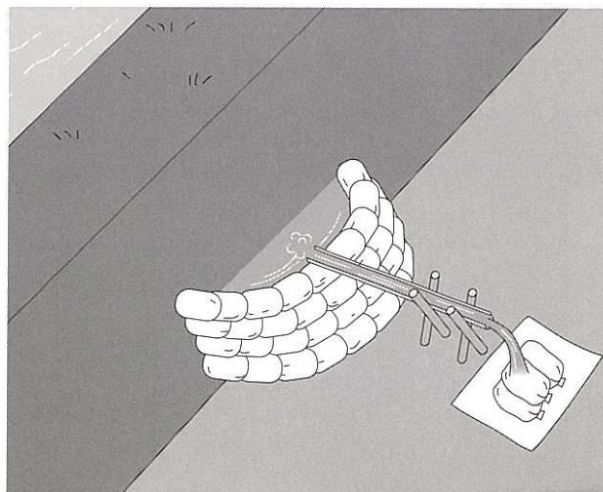
④ 釜段工

洪水時に堤防居住地側小段や居住地側敷地に噴出する漏水の噴出口を中心に土のうを積み、水を貯え、川とその水圧との均衡を保つことにより水の噴出を防ぐ。



⑤ 月の輪工

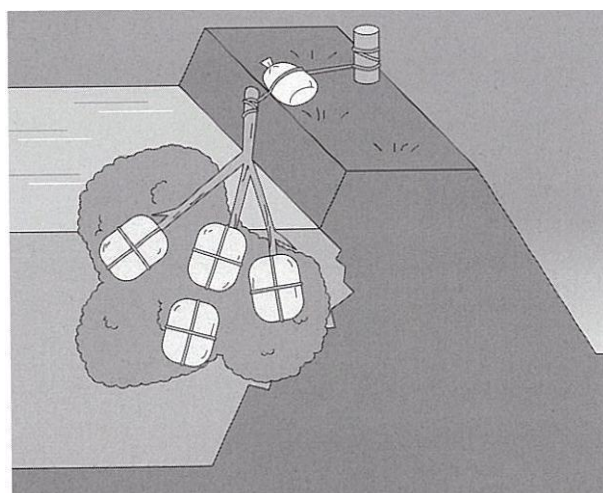
土のうを積んで河川水位と漏水口との水位差を縮めて水の圧力を弱め、漏水口が拡大するのを防ぎ、堤防の決壊を未然に防ぐ。



⑥ 木流し工

枝葉の繁茂した樹木または竹を根元から切り、枝に重り土のう（または石俵）を付ける。鉄線で根元を縛り、もう一端を留め杭に結束したものを上流から流しかけて崩壊面に固定させる。

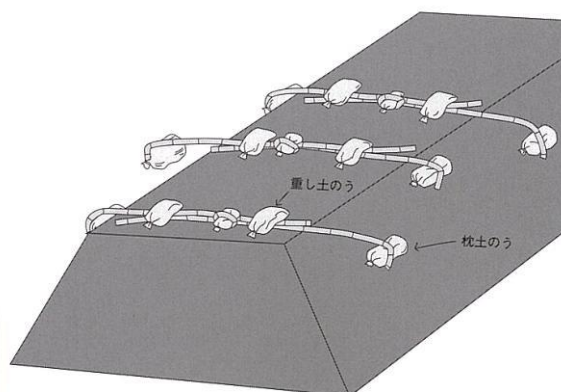
流木をゆるやかにする、堤防川側の淀欠けを防ぐ（緩流部）、堤防川側が崩れるのを防ぐ等の効果がある。



⑦ 折り返し工

堤防上端の川側斜面と居住地側斜面に竹を突き刺し、その根元に置いた土のうを枕にして竹を折り曲げ、中央で双方の竹を折り返して引きかけて縄で結束する。竹の折り返し部分は折損しやすいため、麻袋等を丸めて芯にする。また、竹の締まり具合をよくするため、天端に重り土のうを載せる。

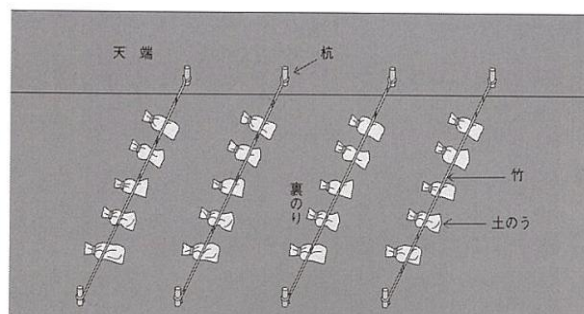
竹の代わりに、杭と鉄線を用いる工法（打ち継ぎ工）もある。



⑧ 繋ぎ縫い工

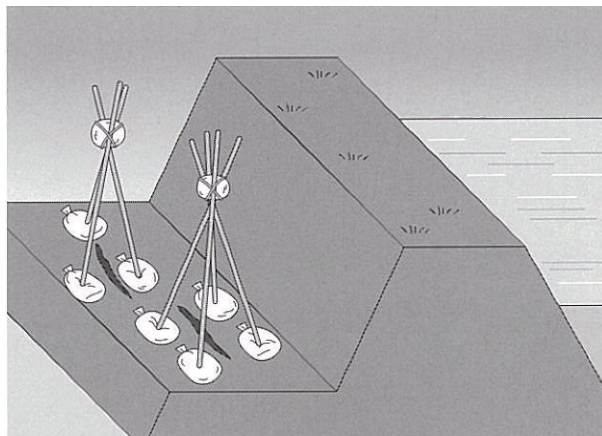
洪水時の浸透等により、堤防上端あるいは堤防上端からの居住地側斜面にかけてき裂が発生した場合、その拡大を防止する工法である。長さ1～1.5m、末口6～9cmの木を1.0～2.0m間隔に打ち込み、その杭に周10～15cmの竹を縛り付ける。また、天端にも同様に杭を打って縛り付け、この双方の竹串を約2.0mの継手を残して折り曲げ、引きかけて縄で結び、重し土のうを取り付ける。

竹が入手困難な場合は鉄線を用いる。



⑨ 五徳縫い工

き裂をはさみ、3～4本の竹で各辺1mくらいの三脚形または四脚形に深く突き刺し、地上1.2～1.5mくらいのところで一つに縄で結び、その上に重し土のうを載せる。もし、き裂の部分に張芝がないときや堤体が軟弱な場合、沓土のうを用いるこの工法は斜面に行くよりも、のり先に行く方が効果的である。なお、のり先には力杭を打つと、より安全である。



「水防工法ハンドブック」(全国水防管理団体連合会編集) より：一部修正

資料 3

水防法第 15 条第 1 項第 4 号口に規定する施設（要配慮者利用施設）一覧

《 洪水浸水想定区域にある要配慮者利用施設 》

令和 5 年 4 月 1 日現在

No.	河川名	施設名	住所	連絡先	担当課	※
1	大淀川	デイサービスサルビア乙房事業所	乙房町 1711-1	58-8500	介護保険課	○
2	大淀川	志比田の里	志比田町 7389	36-7158	介護保険課	○
3	大淀川	デイサービスセンター志比田の里	志比田町 7389	36-7158	介護保険課	○
4	大淀川	すずらん	下川東 4 丁目 2-2-1	80-6541	介護保険課	○
5	大淀川	デイサービスすずらん	下川東 4 丁目 2-2-1	80-6511	介護保険課	○
6	大淀川	グループホームミューズの空庄内	庄内町 8122-1	37-3777	介護保険課	○
7	大淀川	庄内の杜 2	庄内町 8610	37-0585	介護保険課	○
8	大淀川	有料老人ホーム庄内の杜	庄内町 8610	36-5750	介護保険課	○
9	大淀川	医療法人海誠会庄内医院	庄内町 8610	27-4501	介護保険課	○
10	大淀川	デイサービス庄内の杜	庄内町 8610	36-5751	介護保険課	○
11	大淀川	特別養護老人ホーム白寿園	庄内町 8673	37-0887	介護保険課	○
12	大淀川	短期入所生活介護 庄内の里	庄内町 8673	37-0887	介護保険課	○
13	大淀川	庄内デイサービスセンター	庄内町 8673-3	37-0894	介護保険課	○
14	大淀川	デイサービスセンタークララ	大王町 43-7	36-7886	介護保険課	○
15	大淀川	有料老人ホーム高木	高木町 4343-1	36-5563	介護保険課	○
16	大淀川	デイサービスほっとん	高木町 4343-1	36-5563	介護保険課	○
17	大淀川	特別養護老人ホーム高城園	高城町穂満坊 3416	58-4550	介護保険課	○
18	大淀川	高城園デイサービスセンター	高城町穂満坊 3416	58-4550	介護保険課	○
19	大淀川	特別養護老人ホーム高城園東館	高城町穂満坊 3438-1	58-4550	介護保険課	○
20	大淀川	高齢者総合福祉施設恵寿苑	太郎坊 563-1	38-8800	介護保険課	○
21	大淀川	特別養護老人ホーム恵寿苑	太郎坊 563-1	38-8818	介護保険課	○
22	大淀川	グループホームめぐみ	太郎坊 563-2	38-8811	介護保険課	○
23	大淀川	コンパスウォーク都城鷹尾	鷹尾 1 丁目 26-13	51-9988	介護保険課	×
24	大淀川	小規模多機能型居宅介護創生館	庄内町 8618-1	36-5103	介護保険課	○
25	大淀川・沖水川	もみじ荘	金田町 2529-1	36-7961	介護保険課	○
26	大淀川・沖水川	デイサービス昭和クラブ	金田町 2538-1	36-8358	介護保険課	○
27	大淀川・沖水川	デイサービスセンター元気の里	下川東 4 丁目 3220-3	46-3607	介護保険課	○
28	大淀川・沖水川	デイストーリー	吉尾町 1958-2	51-4165	介護保険課	○
29	大淀川・沖水川	デイドリーム	吉尾町 1958-2	51-4165	介護保険課	×
30	大淀川・沖水川	特別養護老人ホーム島津乃荘	吉尾町 2200-1	46-2155	介護保険課	○

No.	河川名	施設名	住所	連絡先	担当課	※
31	大淀川・沖水川	有料ケアホームこんにちわセンター	松元町 15-10	22-7100	介護保険課	○
32	大淀川・萩原川	デイサービスこんにちわセンター	松元町 15-10	22-7100	介護保険課	○
33	大淀川・萩原川	宮永病院	松元町 15-10	22-2015	介護保険課	○
34	大淀川・萩原川	介護老人保健施設こんにちわセンター	牟田町 4-10	22-7100	介護保険課	○
35	大淀川・東岳川	政所医院	高城町穂満坊 3213-1	58-2171	介護保険課	○
36	大淀川・東岳川	グループホーム まごころ	高城町穂満坊 3213-2	58-6770	介護保険課	○
37	沖水川	小規模多機能ホーム一休庵いわよし	郡元町 217-1	46-4011	介護保険課	○
38	沖水川	つくし	都北町 6388-3	57-1755	介護保険課	○
39	沖水川	グループホームオルゴール	吉尾町 111-1	38-0552	介護保険課	○
40	沖水川	デイサービス リハ処 匠	吉尾町 6215	36-4544	介護保険課	○
41	萩原川	デイサービスホーム ゆいまある	一万城町 106-11-1	70-0855	介護保険課	○
42	萩原川	リハビリデイサービス希望	一万城町 27-19	46-4070	介護保険課	○
43	萩原川	ショートステイわかば	上長飯町 2664	21-8686	介護保険課	○
44	萩原川	地域密着型空床ショートステイわかば	上長飯町 2664	21-8686	介護保険課	○
45	萩原川	地域密着型特別養護老人ホームわかば	上長飯町 2664	21-8686	介護保険課	○
46	萩原川	ケアハウスわかば	上長飯町 2683-3	21-6600	介護保険課	○
47	萩原川	デイサービスセンターわかば	上長飯町 2683-3	21-6600	介護保険課	○
48	萩原川	空床型ショートステイわかば	上長飯町 2687-1	21-6612	介護保険課	○
49	萩原川	特別養護老人ホームわかば	上長飯町 2687-1	21-6612	介護保険課	○
50	萩原川	リハケアセンター上長飯	上長飯町 38-1	36-4860	介護保険課	○
51	萩原川	リハケアセンター都城	上長飯町 38-1	36-4802	介護保険課	○
52	萩原川	星空の都デイサービスセンターかみながえ	上長飯町 5111	26-2788	介護保険課	○
53	萩原川	有料老人ホーム上長飯	上長飯町 5247-9	51-8856	介護保険課	○
54	萩原川	デイサービスかみながえ	上長飯町 5247-9	51-8856	介護保険課	○
55	萩原川	一般社団法人 藤元メディカルシステム	早鈴町 17-1	22-1717	介護保険課	○
56	萩原川	ライフクリニック	安久町 6337-2	39-2525	介護保険課	○
57	東岳川	グループホーム朝霧 2号館	高城町大井手 1049	53-2505	介護保険課	○
58	東岳川	さくら咲くデイサービスセンター	高城町桜木 857-3	58-2213	介護保険課	○
59	東岳川	介護老人保健施設 ハッピーライフ高城	高城町穂満坊 455-2	58-5566	介護保険課	○
60	東岳川	吉見クリニック	高城町穂満坊 459-1	58-5668	介護保険課	○
61	東岳川	グループホーム菜の花	高城町穂満坊 496-3	58-6677	介護保険課	○
62	大淀川・沖水川	川東小学校	下川東 2 丁目 3295	24-1148	教育総務課	○
63	沖水川	沖水中学校	都北町 5615	38-1335	教育総務課	○

No.	河川名	施設名	住所	連絡先	担当課	※
64	高崎川	高崎麓小学校	高崎町前田 758	62-2124	教育総務課	○
65	萩原川	南小学校	姫城町 25-17	22-3430	教育総務課	○
66	萩原川	上長飯小学校	上長飯町 53-1	22-0991	教育総務課	○
67	萩原川	姫城中学校	姫城町 25-71	22-4281	教育総務課	○
68	大淀川	仮屋外科胃腸科医院	志比田町 5427-1	25-7712	健康課	○
69	大淀川	医療法人海誠会 庄内医院	庄内町 8610	37-0522	健康課	○
70	大淀川	三嶋内科	鷹尾 1 丁目 26-6	24-7171	健康課	○
71	大淀川	都城市郡医師会病院	太郎坊町 1364-1	36-8300	健康課	○
72	大淀川	西浦医院	松元町 6-13	22-0715	健康課	○
73	大淀川・萩原川	宗正病院	八幡町 15-3	22-4380	健康課	×
74	大淀川・萩原川	宮永病院	松元町 15-10	22-2015	健康課	○
75	大淀川・萩原川	小山田眼科医院	松元町 2-8	22-0710	健康課	○
76	大淀川・萩原川	村上循環器内科クリニック	宮丸町 3017-16	25-2700	健康課	○
77	大淀川・萩原川	伊達クリニック	牟田町 28-7	36-7088	健康課	○
78	大淀川・東岳川	政所医院	高城町穂満坊 3213-1	58-2171	健康課	○
79	沖水川	ながはま整形外科	都北町 3606-2	46-7188	健康課	○
80	沖水川	都北ごとうクリニック	都北町 5734-1	38-6060	健康課	○
81	沖水川	福島外科胃腸科医院	都北町 6430	38-1633	健康課	○
82	沖水川	ふたみ眼科	都北町 6445	38-5532	健康課	○
83	沖水川	やの耳鼻咽喉科	吉尾町 118-1	27-5222	健康課	○
84	沖水川	きたむら皮膚科クリニック	吉尾町 6112	38-7300	健康課	○
85	萩原川	有馬医院	上長飯町 48-1	23-2610	健康課	○
86	萩原川	かみながえクリニック	上長飯町 5228-1	25-0224	健康課	×
87	萩原川	藤元総合病院	早鈴町 17-1	22-1717	健康課	○
88	萩原川	藤元病院	早鈴町 17-4	25-1315	健康課	○
89	萩原川	ライフクリニック	安久町 6337-2	39-2525	健康課	○
90	東岳川	吉見病院	高城町穂満坊 457-1	58-2335	健康課	○
91	東岳川	吉見クリニック	高城町穂満坊 459-1	58-5633	健康課	○
92	大淀川	都城市太郎坊児童館	太郎坊町 1756	38-5282	こども課	○
93	大淀川	都城市石山児童館	高城町石山 1109-4	58-6052	こども課	○
94	大淀川	プロスペール	志比田町 5324-1	36-5316	障がい福祉課	○
95	大淀川	就労継続支援事業所 太陽	志比田町 5641-6	24-7023	障がい福祉課	○
96	大淀川	ベストライフ都城	下川東 1 丁目 1-3	51-5955	障がい福祉課	○

No.	河川名	施設名	住所	連絡先	担当課	※
97	大淀川	hana (ハナ)	大王町 10-12	88-0003	障がい福祉課	○
98	大淀川	放課後等デイサービス いちご	都島町 210-106	36-6011	障がい福祉課	○
99	大淀川・萩原川	合同会社 わんだふるハウス	甲斐元町 2-6	070-4065-0014	障がい福祉課	○
100	大淀川・萩原川	スマイル	甲斐元町 5-3810	36-5603	障がい福祉課	○
101	沖水川	シーソーウェルフェア	都北町 5745	57-9500	障がい福祉課	○
102	萩原川	なのはな村	一万城町 82-4	46-3737	障がい福祉課	○
103	丸谷川	山田りんどろ福祉会	山田町山田 3063-4	45-6133	障がい福祉課	○
104	東岳川	特別養護老人ホーム高城園	高城町穂満坊 3416	58-4550	障がい福祉課	○
105	大淀川	川東さくらんぼこども園	下川東 2 丁目 3351	22-2210	保育課	○
106	大淀川	下長飯保育園	下長飯町 5494-1	39-1040	保育課	○
107	大淀川	みやこのじょう児童学園 ひまわり	大王町 14-2	23-9335	保育課	○
108	大淀川	ひまわり児童クラブ	大王町 14-2	23-9335	こども政策課	○
109	大淀川	認定こどもの家 石山保育園	高城町石山 1133-5	58-5931	保育課	○
110	大淀川	都城市郡医師会病院むーじーず	太郎坊町 1364-1	36-8088	保育課	○
111	大淀川	きりしまたけのこども園	志比田町 5654	36-6310	保育課	○
112	大淀川・沖水川	川東小どんぐり児童クラブ	下川東 2 丁目 3295	24-1161	こども政策課	○
113	大淀川・沖水川	かなだ認定こども園	金田町 2801	77-9585	保育課	○
114	大淀川・沖水川	都城北諸地区清掃公社ひだまりこども園	金田町 973	38-0234	保育課	○
115	大淀川・萩原川	あゆみ保育園	甲斐元町 3382-1	23-5246	保育課	○
116	大淀川・萩原川	相愛ひめぎ保育園	姫城町 2856-1	22-2295	保育課	○
117	大淀川・萩原川	ふたば幼稚園	松元町 18-1	23-2469	保育課	○
118	大淀川・萩原川	イングリッシュ幼児園	宮丸町 3038	26-1874	保育課	○
119	大淀川・萩原川	宮丸認定こども園	宮丸町 2856-1	27-1541	保育課	○
120	沖水川	並木保育園	上川東 4 丁目 5753-3	24-1580	保育課	○
121	沖水川	とほく認定こども園	都北町 1013	38-1877	保育課	○
122	沖水川	とほく認定こども園分園	都北町 1006-1	51-6650	保育課	○
123	沖水川	吉尾保育園	吉尾町 721-2	38-3027	保育課	○
124	高崎川	高崎麓小児童クラブ	高崎町前田 2330	080-1735-2293	こども政策課	○
125	萩原川	一万城幼稚園	一万城町 112-3	22-5739	保育課	○
126	萩原川	たんぼぼ保育園	一万城町 12-2	23-3313	保育課	○
127	萩原川	たんぼぼ児童クラブ第 1	一万城町 12-2	23-3313	こども政策課	○
128	萩原川	たんぼぼ児童クラブ第 2	一万城町 12-2	23-3313	こども政策課	○
129	萩原川	たんぼぼキッズ保育園	一万城町 13-7-1	36-6330	保育課	○

No.	河川名	施設名	住所	連絡先	担当課	※
130	萩原川	たんぼぼ児童クラブ第3	一万城町 13-7-1	36-6636	こども政策課	○
131	萩原川	上長飯エンゼル第1児童クラブ	上長飯町 81-11-1	26-9587	こども政策課	○
132	萩原川	上長飯エンゼル第2児童クラブ	上長飯町 81-11-1	26-9587	こども政策課	○
133	萩原川	上長飯認定こども園	上長飯町 81-4	22-4843	保育課	○
134	萩原川	上長飯認定こども園児童クラブ	上長飯町 81-4	22-4843	こども政策課	○
135	萩原川	早鈴保育園	早鈴町 1864-2	24-3699	保育課	○
136	萩原川	南フレンドシップ児童クラブ	姫城町 25-17	090-1514-8160	こども政策課	○
137	萩原川	第2南フレンドシップ児童クラブ	姫城町 25-17	080-2721-8058	こども政策課	○
138	萩原川	天竜幼稚園	牟田町 2-14	22-0502	保育課	○
139	東岳川	認定こどもの家 つみき保育園	高城町桜木 854-1	58-4585	保育課	○

※避難確保計画の提出有無

「都城市地域防災計画」（都城市防災会議）より